

平成19年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第2号

平成19年6月15日(金曜日)

議事日程第2号

平成19年6月15日(金曜日)

午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村聰君	2番	保坂悟君
3番	笠原幸江君	4番	渡辺重雄君
5番	中村実君	7番	平野久樹君
8番	田原実君	9番	五十嵐哲夫君
10番	五十嵐健一郎君	11番	保坂良一君
12番	高澤公君	13番	倉又稔君
14番	久保田長門君	15番	大滝豊君
16番	斉藤伸一君	17番	伊藤文博子君
18番	伊井澤一郎君	19番	鈴木勢子君
20番	猪又好郎君	21番	古畑浩一君
22番	山田悟君	23番	池亀宇太郎君
24番	大矢弘君	25番	松尾徹郎君
26番	畑野久一君	27番	野本信行君
28番	関原一郎君	29番	新保峰孝君
30番	松田昇君		

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市 長	米 田 徹 君	副 市 長	栗 林 雅 博 君
収 入 役	倉 又 孝 好 君	総 務 企 画 部 長	本 間 政 一 君
市 民 生 活 部 長	小 林 清 吾 君	建 設 産 業 部 長	渡 辺 和 夫 君
総 務 課 長	田 村 邦 夫 君	総 務 企 画 部 次 長	織 田 義 夫 君
能 生 事 務 所 長	小 林 忠 君	企 画 財 政 課 長	山 崎 利 行 君
市 民 課 長	金 子 美 鈴 君	青 海 事 務 所 長	小 掠 裕 樹 君
市 民 生 活 部 次 長	荻 野 修 君	福 祉 事 務 所 長	田 鹿 茂 樹 君
健 康 増 進 課 長	早 水 隆 君	商 工 観 光 課 長	神 喰 重 信 君
農 林 水 産 課 長	岡 田 正 雄 君	建 設 産 業 部 次 長	建 設 課 長
新 幹 線 推 進 課 長	吉 岡 隆 行 君	ガ ス 水 道 局 長	細 井 建 治 君
消 防 長	黒 坂 系 夫 君	教 育 長	小 松 敏 彦 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	渡 辺 辰 夫 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	月 岡 茂 久 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 参 事	七 沢 正 明 君	教 育 委 員 会 文 化 振 興 課 長 補 佐	高 橋 謙 之 君
監 査 委 員 事 務 局 長		歴 史 民 俗 資 料 館 長 補 佐 兼 務 長 者 ケ 原 考 古 館 長 補 佐 兼 務	

+

+

事務局出席職員

局 長	齊 藤 隆 嗣 君	副 参 事	猪 又 功 君
主 査	松 木 靖 君		

午前10時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

## 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1 番、甲村 聡議員、2 5 番、松尾徹郎議員を指名いたします。

## 日程第 2 . 一 般 質 問

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 2、一般質問を行います。

発言通告者は 1 7 人ありますが、議事の都合により本日 5 人、1 8 日 5 人、2 0 日 5 人、2 1 日 2 人を予定しております。

一般質問の質問時間は、答弁を除き 1 人 3 0 分であります。所定の時間内に終わるよう、質問・答弁とも簡潔に、要領よくお願いいたします。

通告順に発言を許します。

斉藤伸一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤議員。〔1 6 番 斉藤伸一君登壇〕

1 6 番（斉藤伸一君）

おはようございます。

6 月定例議会初日に、糸魚川市議会としてクールビズを導入することに決定して、一般質問よりこのようにネクタイを外しておりますが、どうも初めてであり戸惑うものでありますが、6 月 1 日よりクールビズを実施している市と歩調を合わせ、地球温暖化防止に努力することを述べまして本題に入ります。

一般質問として発言通告書に基づき市長の考えを伺いますので、よろしく願いいたします。

1、住宅用火災警報器設置について。

平成 1 6 年 6 月に、消防法の一部を改正する法律が公布され、全国一律すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられることになりました。

新築住宅は平成 1 8 年 6 月 1 日から義務づけ設置が適用され、既存住宅については猶予期間を置き、平成 2 3 年 6 月 1 日から義務づけを開始することになっておりますが、これまでの取り組みを伺います。

- (1) 既存住宅の設置状況及び設置場所、価格。
- (2) 高齢者、障害者などの世帯及び生活困窮者への支援対策は。
- (3) 悪質な訪問販売への対策は。
- (4) 普及強化の取り組み。

2、窓口業務の充実強化について。

市役所を利用する市民が、効率的・効果的に窓口を利用する市民サービスの充実には、窓口業務

及び庁舎の案内、職員の接遇・対応など総合的な取り組みが必要であり、当市における窓口業務の市民サービス提供について伺います。

- (1) 役所の窓口業務に関して、市民がどう感じているかの調査、検討、改善の取り組みをどのように行っているか。
- (2) 市民サービスの基本は、職員の接遇にあると考えるが、接遇研修の取り組みは。
- (3) 外国人に対する窓口対応の取り組みは。
- (4) 市役所が提供している公共サービスを、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、質や価格の両面で最もすぐれたものが、そのサービスの提供を担う「市場化テスト」の導入の考えは。

### 3、市民から信頼される監査の実現について。

地方分権の推進や市町合併により、各分野において改革が進められていますが、財源不足や財政硬直化が進み、危機的な財政状況に直面しており、行財政の健全かつ効率的な運営を図るため、当市では簡素で効率的な行政組織の構築を推進しております。

監査の領域においても、そのあり方を見直し、市民の視点に立ち、市民から信頼される監査の実現が不可欠と考え、以下の項目にて伺います。

- (1) 監査の理念は、公正な監査、市民の視点からの監査、市民に開かれた監査と考えるが、当市における取り組み推進状況は。
- (2) 市の事務全般を対象として、市としてこれからの事務が経済的、効率的、合理的に実施されているかどうかを監査する行政監査の実施状況、及び市民への公表、また、是正改善の実施状況は。
- (3) 定期監査において、最少の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどの観点の検証や、経済性・効率性を監査する基準が確立されているか。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

斉藤議員のご質問にお答えいたします。

1番目の住宅用火災警報器設置についての1点目、既設住宅の設置状況につきましては、現時点では設置の届け出や検査義務の規定がないため、把握できておりません。

設置場所につきましては、寝室と階段の天井部分などへの取り付けとなっております。

また、価格につきましては、それぞれ機能の違いにより3,000円から9,000円前後となっております。

2点目につきましては、高齢者及び障害者への支援は、それぞれ日常生活用具給付事業で既に対応いたしております。

また、生活困窮者への支援は行っておりませんが、生活保護世帯については、今後、県・国へ要望してまいりたいと考えております。

3点目の悪質な訪問販売につきましては、市の広報紙やホームページに掲載して周知を図るとともに、地域での防火・防犯の説明時にも、注意を呼びかけてまいりたいと考えております。

4点目の普及強化につきましては、前段と同じようにホームページ及び地域での防火推進時に呼びかけをし、猶予期間内に全家庭に普及するよう建築士会、消防団との連携により、実効を上げていきたいと考えております。

2番目の1点目、窓口業務にかかる調査、検討、改善の取り組みにつきましては、特段、調査等は実施していませんが、一部職員の窓口対応について指摘を受けた事例もあることから、ご指摘の内容も踏まえ、より好感の持てる接遇となるよう、さらに指導してまいります。

2点目の接遇研修につきましては、全庁的な接遇運動として、全職員に接遇ガイドブックを配布し、接遇のあり方や笑顔であいさつ運動などに取り組んでおり、また、接遇の研修会へ職員を受講させているところでありまして、今後も職員の接遇の向上に努めてまいります。

3点目、外人に対する窓口対応の取り組みにつきましては、窓口で安心して相談できるよう、わかりやすく丁寧な対応を心がけることを職員に指示いたしております。

4点目、市場化テストの導入につきましては、いわゆる市場化テスト法によって、戸籍、住民票関係事務など、窓口6業務に競争入札を導入することが可能になりました。しかし、制度化されて間もないことと、導入の必要性や運用体制の課題を把握しきれてないため、当市の窓口業務への導入については、今後の動向や先進事例の導入成果を見きわめながら、判断していきたいと考えております。

3番目、市民から信頼される監査の実現につきましては、地方自治法の趣旨に基づき、独立した立場で、公正に監査を実施していただいております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤議員。

16番（齊藤伸一君）

それでは、住宅用火災警報器設置から再質問させていただきますが、今ほど既設住宅につきましては、まだ把握ができていないという答弁でありましたが、私の考えることからいきますと、平成23年までには全家庭に設置が義務づけられていると。また、消防法でも決められており、糸魚川市の火災予防条例についても、そのことがうたってあるわけありますから、全国の方から、糸魚川市においては火災警報器設置については、どこら辺まで網羅できているのか、設置がなされているかという、必ず調査が来ると思いますが、そのことについてぜひアンケートや何か、また、それぞれ各地区においてのまとめを今後も実施していただきたいと思うんですが、この既存住宅の設置についての今ほどの私の考えについては、いかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

お答えいたします。

23年6月1日からの必置義務になるわけでございますので、当然それまでの中には、本市における設置状況の現状を把握することは大切であることは申すまでもなく、今は啓発に努めているところでございますが、齊藤議員ご指摘のように、やはりその啓発状況を的確に進めるためには、その現状を把握することが大切であるかと思うわけでございますので、アンケートなり、あるいは個別調査を行うなりして、現状把握する方向に努めていきたい。ただ、今現時点では、必要性を訴える啓発の方に、重点を置いているというところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤議員。

16番（齊藤伸一君）

確認で再度お聞きいたしますが、設置場所については、それぞれ3階建ての場合にはこうだとか、また特例の場合はこうだと、いろんな条件によって設置が違ってくると思うのですが、普通の家庭における住宅については、警報器については一般的な平均として何個設置するのか、そこをお聞きしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

私どもが市民の皆様方をお願い申し上げておりますのは、今基本的なパターンといたしましては、一番発生確率の高い台所、そして今、有害ガス等が発生し、亡くなる可能性が高いということで、いわゆる寝室等の部屋。それから2階へ上がる階段の踊り場等々に設置することによって、いわゆる救命の効果が高いというふうにうたわれているものですから、その辺のところを重点的にPRしてまいりたいと、かように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤議員。

16番（齊藤伸一君）

消防署が販売業者のあっせんをすることは、いかなもんかということであるんですが、ただ、その機器の値段ですが、今ほど市長の答弁では3,000円から9,000円、糸魚川市におけるホームページでは5,000円から1万円とうたってある。それから住宅防火対策推進協議会の資料によると4,000円から1万5,000円と、それぞれ大分値段の違いがあらわれてきている。

それから、1つについては電池式のものもあれば、電気配線によるものもある。電気配線することにより、工事費もかかってくる。単体、個々でアラームが鳴るものもあれば、1つ火災が起きた場合、警報をキャッチすることによって連動的に全体が鳴るものもある。そういうことによっては、また値段も違ってくる。

それから台所については、ただの火災熱感知、煙感知だけではなく、都市ガスを検知するための機器もあるわけであり、そうなるとその1個の値段も大分高くなってくる。

すなわち言いたいことは、一家において、今後、火災警報器を設置するに当たっては、大変な出費がなされるということであり、23年までということではただのんびりしていたんでは、あっと言う間に4年間というのは過ぎてしまうわけでありますから、ぜひ消防署、また市としても、この周知徹底をお願いいたしたいということで、申し述べておきます。

それから高齢者の関係であります。市のホームページを見ますと、いろんなPRをしてあるんですが、ホームページに掲載してある「火災警報器が鳴ったら」では、早く知らせろ、早く消す、早く逃げるとある。でも、これは言ってみれば健康者を対象にしたこの対応であり、お年寄りで動けない方々、また、ひとり暮らしで耳の聞こえない方、目の見えない方、それぞれのいろんなことがあるんですが、今後これから高齢者に対しては、いろいろな対応をしていきたい、また、保護がかあるということなんです。

1つお聞きしますが、ただ検知しても、それをどのように知らせるのが問題になってくるかと思えます。糸魚川市においては、緊急の通信システムというのがあるとお聞きしたんですが、この条件、いわゆる何歳以上で、どのような条件になっているのか、こちら辺をちょっとお聞きしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

警報装置が鳴っても直ちに避難できない高齢者がいるのではないかとご質問でございますが、緊急通報装置の貸与事業というのは、ご質問のように糸魚川市としては持っております。

その対象の要件でございますが、高齢者については、65歳以上のひとり暮らしの方、あるいは介護者がお一人で、介護者本人が非常に虚弱な方、要するに高齢者のみ世帯というようなものを想定をしております。さらに市民税が非課税世帯というような条件でございます。こういった方々については、緊急通報装置の貸与の制度がございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤議員。

16番（齊藤伸一君）

私は今回の消防法の改正による火災警報器の設置については、高齢者及び障害者の方々に対する補助は、ぜひ行っていただきたいことを申し述べますが、それと同時に今ほど言いましたように、この緊急通報装置と併用してこそ、やはりちゃんと火災警報器の意味が出てくるのではないかと。そういうことから申しまして、やはりこの緊急通報装置を取りつけている条件に見合った方でも、取りつけてない方がたくさんおられると思いますので、そこら辺はやはり十分調査をして、今後この火災警報器設置についても両面から、どのようにやったらいいかというのも調査をして、推進をお願いいたしたい。これは要望として申し述べておきます。

それから普及につきましても、今まで建築関係及び消防団の方々からお願いをして、PRに努めるということがありましたが、私としては、まだそれだけでは足りないのかなという感じがしてま

す。と言いますのも各地区自治会にも、やはりこの火災警報器の設置義務づけがなされるんだとい

うことで大いにアピールをしないと、なかなか市民に周知がなされないのではないか。こちら辺もただホームページに出せばいい、「おしらせばん」で出せばいいだけではなく、やはり消防署が消防団と一緒にしながら、婦人消防団の方もおられますので、ぜひその自治会の地区の方々にも、警報器の設置についての説明を行っていただきたいと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

ご指摘のとおり普及促進に当たりましては、市長が答弁申し上げた以外にも、さらに地区、自治会の皆さん方のご協力をあおぐことが、有効であろうというふうに考えております。

現に私ども消防といたしましても自主防災組織や、あるいは自治会の皆様方との防災懇談会等との席で、この住宅用火災警報器の普及促進を説明申し上げ、現に今年度に入るわけでございますが、地区で共同購入というような形で、動きをいただいているところもございます。能生の藤崎地区、青海の須沢地区等におきましては地区で共同で取りまとめようと、こういう動きも出てるわけでございますので、議員ご指摘のようなとおりだと非常に効果があるわけでございますので、さらにこの輪を広げていくように努めていきたいと、かように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤議員。

16番（齊藤伸一君）

やはりこの火災警報器の設置については義務でありまして、つけていないからといって罰則があるわけではないのですが、法律にちゃんと義務づけがされている、糸魚川市の条例にもちゃんとうたってある。もちろんそうなってくれば、私ら市議会議員のお宅にも必ず設置はしなきゃいけないだろうし、市の職員自身も条例にうたってあるということで、やはり率先してみずからが警報器の設置を行うことにより、市民に対して大いにアピールを、ぜひ行っていただきたいことを申し述べまして、次の質問に移ります。

窓口業務の関係であります。これについて市長の話をお聞きするとどうもまだ、市長が悪いと言わなくて、指導するという言葉が出てきておりますが、どうもまだ市の職員は、一生懸命その指導に沿って行っている、やはり一部の職員がそれを忘れてきたことにより、市民がその職員の接遇に遭って、糸魚川市全体が悪いイメージになる。そういうことからしても、やはりこれは市の職員の意識改革というのに大変な努力をしなければ、やはり市民から認められる市民サービスがなされた市役所になるのは、大変かなと思っております。

それから糸魚川市の市民との接遇が一番多い窓口となりますと、市民課であります。本年度、女性としても初めて課長となられました金平課長に伺いますが、一番市民と接することが多い窓口業務であります。課長として市民課へ訪れた市民が、市民サービスについてどう感じているのか、また、課長として職員の接遇や対応について、どのような見識を持っているのか、率直な意見を伺います。



〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

金平市民課長。〔市民課長 金平美鈴君登壇〕

市民課長（金平美鈴君）

お答えいたします。

特に市民課の場合は、窓口業務は人生の節目節目の折に、戸籍などの届け出や申請などをお受けしているものでございます。そういうことが非常に多い職場でございます。

おめでたいことばかりではなく、大切な方が亡くなられたとか、不幸な事柄でおいでになる方もございます。そういった方たちも含めて、複雑な届け出をしていただくことになるわけですので、大変デリケートな受け付けもしなければなりません。

死亡届などは時間的にいろいろな届け出が重なりますし、時間的に、小一時間かかるような届け出もございます。そういった中で、職員に求められているということでございますが、窓口の職員には法律で規定された専門的な知識と、それから今申し上げましたような方たちに対するお気持ちを察しながら、受け付け、相談をしていかなければならないというふうに、そういうことが職員に求められていると思っております。そういう職員になられるように私自身も指導していきますし、職員自身も毎日の仕事の中で、研修あるいは話し合いの中で高めていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤議員。

16番（斉藤伸一君）

ガイドブックにより指導を行っている、笑顔や何かの運動を行っているということなんですが、やはり私が訴えたいのはガイドブックだけでは、今ほどの金平課長の申しましたように、それぞれの市民に対する対応というのは変えていかなければいけない。そのためには、私は接遇については民間のプロの方に講師をお願いして、その接遇の仕方、また人との接し方についての研修を、ぜひ行っていただきたいと思うんですよ。これは総務課になると思うんですが、こちら辺についてはいかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田村総務課長。〔総務課長 田村邦夫君登壇〕

総務課長（田村邦夫君）

お答えいたします。

接遇の研修につきましては、かつても現在もいろいろな形で行うということで行ってきておるわけでありまして、今の斉藤議員の言われるように、例えば電話応対等についての研修、これはNTTの専門職員から、お願いして行ってきたこともございます。そういったようなことも今までやってきておるわけでありまして、いずれにしても、市民一人ひとりの顔を見ながらということになるわけでありまして、常日ごろの中で、研さんを積むということになるかと思っております。

また、研修の機会につきましては、県主催のそういう接遇研修の機会もあるわけでございますし、そういったものに職員を派遣しながら、また、その職員が帰ってきて、また、それをみんなに伝えるというような形での研修、そういったものを取り組んでおるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤議員。

16番（齊藤伸一君）

研修を一生懸命行っている。ただ、このことについては県の方に出かけてる研修、ちゃんとした研修会というのは、職員が主に行っている。ただし一般市民にすれば、臨時の方が接遇が悪いとか、パートの方が悪いとかいうわけではないのですが、やはり全体で一生懸命、接遇に対して取り組んでいるにもかかわらず、まだまだ市民からそういう声があるということは、一人ひとりが、みな市役所の代表なんだという気持ちを持たせることが、重要な事柄になってくると思っております。

ということで、今ほど県の研修をしてこられた方が戻ってきた中で、またもう一度、再度担当課に研修の内容を知らせるというんですが、私としては担当課だけではなく、全体の研修してきた事柄を、また再度研修の結果を、皆さんに教えるという講習会をしていただきたいと思うんですが、担当課だけではなく市全体としての事柄については、どのようなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田村総務課長。〔総務課長 田村邦夫君登壇〕

総務課長（田村邦夫君）

今議員のおっしゃるとおり、全庁的な取り組みとして行ってまいりたいと、このように思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤議員。

16番（齊藤伸一君）

外国人に対する窓口対応なんですが、結構、糸魚川市においても外国人がたくさんおられる。また、十何カ国の国の人たちが糸魚川市におられるわけなんですが、今、糸魚川市もそうなんですが、上越に至る新潟県下においてもいろいろな外国人を誘致する、韓国、台湾、中国、いろんな形で、今、観光の面でアピールをしながら観光目的のために周知をして、いろいろ取り組んでおることもあり、市の窓口へ来た方が、みな日本語がしゃべれるというわけでもないわけでありますので、1つお聞きしたいのは、アメリカ人が来た場合、今一番英語というのが、世界共通の言葉なんですが、糸魚川市において、英語の通訳ができる職員というのは何名いるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田村総務課長。〔総務課長 田村邦夫君登壇〕

総務課長（田村邦夫君）

はっきり申し上げまして、専門的に通訳のできる職員ということで採用いたしておりませんので、

そこら辺は、例えば完璧にできるかどうかということ、問うということもできないわけでありまして、ただ、それぞれ職員が個人で資格を取っておるものは、例えば履歴書等で明らかでありまして、いわゆる英語が中心になるわけでありまして、いわゆる英検というのがあるかと思いますが、そういったものを取得資格の形で見たときに、4級、3級それぞれあるわけでありまして、一般的にある程度理解ができる、あるいは片言の会話ができるであろうというふうに考えたときに、大体2級以上かなというふうに判断した場合、今現在、職員の中で10人、そういった資格を持っておる職員がおるということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤議員。

16番（齊藤伸一君）

今、NOVAがえらい社会的に問題になっておるんですが、市の総務課としても、市の職員が英語の塾へ行ったり勉強している。資格もそうですが、ちゃんとした資格を持っている台帳というんですか、そういうものをしっかり、どこそこのだれが英語検定何級、要は通訳できる、できないは別にしても、もしそうなった場合に、即、その人に電話で確認して、出てきて一緒に話をしてもらおう。また、そういう資格を取るための補助を行ったりとか、優遇措置もしてやるべきだと思っております。

それからもう1つ、これは金平課長になるのかわかりませんが、市民課へ来たときに、住民票や何かの書き方の見本となるものがあるわけですが、それは全部日本語である。何か外国語の説明というものはないんでしょうか。また、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

金平市民課長。〔市民課長 金平美鈴君登壇〕

市民課長（金平美鈴君）

お答えいたします。

今ご質問の住民票とか、そういう交付にかかる分についての英訳なり、そういうものは用意しておりません。ただ、外国人の登録事務がございますが、そういうものについては決められた書式が多いものですから、そちらの方の見本には、英語、ハングル、中国、タガログ語、ポルトガル語ということで、書き方の見本は用意してございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤議員。

16番（齊藤伸一君）

やっぱり市の窓口も、すぐ外国人が入ってきた場合には、そういう通訳、また外国語で書かれた、何カ国語もあるような説明があることによって、糸魚川市というのは外国人に対しては十分、一生懸命考えた対応をしてくれているんだなということが、やはり感じられる。また市民自身も、やはり糸魚川市は考えているんだなということもありますので、ぜひもっと案内看板や何か、エレベ

ーターの中の何階何階という英語だけではなく、英語、韓国語というふうな形、何カ国語の看板を出していただきたい。そうしていただきたいという要望にしておきます。

市場化テストなんですが、今ほどについては制度も行ったばかりで、まだまだ他のそういう都市の状況を見ながら考えていくということでありましたが、今、市場化テストも大分各都市では、導入をしてきております。

それから、これはなぜ市場化テストかという、小さな政府論のもととか、時間の関係もありますので、ここらについては後ほど。今回も請願に、市場化テストの関係が出ておりますので、また議会としてもそこらについては、市場化テスト自身についていろいろ論議がなされることと思っておりますので、ここら辺については余り申し述べませんが。

市長に伺いますが、請願について、市場化テストについては検討すると思いますが、政府が推進しているこの市場化テストの制度自体については、市としてはどのような考えをお持ちなのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

市としてということなんでしょうか、市長としてということなんでしょうか。市長といたしましては、今、担当部とも話をさせていただいてるわけでございますが、なかなか把握しきれてない部分もございます。そのようなことで、まだ少し余裕があるという形の中で、検討しとるということで先ほどお答えさせていただいた。私も同じような考えで進めておるわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤議員。

16番（齊藤伸一君）

これからの問題でなかるうかと思っております。

ただ、今回の請願については、プライバシーの侵害が懸念されておりますが、公共サービス実施民間事業者、もしくはその職員、その他公共サービスに従事する者、または、これらのものであった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た情報を漏らし、または公表してはならないと規定されております。ただ、民間事業者が窓口業務や何かを行った場合には、情報が盗用されるとか、そういう心配があるという請願なんですが、これもちょうんと民間業者が職員として携わった場合でも、市の職員と同じような法律がなされるんだということをとるあえず申し上げまして、次の質問に移りたいと思っております。

市長からは、市長が監査される立場でありますので、ここらについては詳細なことの説明がなかったわけでありまして、私もこの3点の質問の項目について、それでは監査事務局長の方から答えていただきたいと思うんですが、お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

七沢監査委員事務局長。〔監査委員事務局長 七沢正明君登壇〕

監査委員事務局長（七沢正明君）

お答え申し上げます。

1点目のまず取り組みの推進状況につきましては、市民の視点に沿った公正な監査を行い、この結果を市民の皆様にお知らせすることが、監査委員の重要な職務だと考えております。

当市では例月出納検査、定期検査、決算審査を計画的に実施しておりますが、この結果につきましては、市のホームページや広報にも掲載し、公表しているところでございます。

2点目の行政監査の実施状況であります。この監査は平成3年になりますけれども、地方自治法の改正によりまして、監査委員の職務権限が拡大されたものであります。このことによりまして、組織や事務処理の手続などいわゆる一般行政事務も、監査することができるようになっております。当市では、単独での行政監査は行っておりませんが、定期監査の中で実施してまいっておるのが実情でございます。

昨年度の定期検査の結果を申し上げますと、2件の改善を要する事例がございました。いずれも改善措置を図っております。

3点目の定期監査の基準であります。全国都市監査委員会が制定いたしました都市監査基準を、当市の指針として監査に当たっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤議員。

16番（斉藤伸一君）

まだ行政監査というのは始まったばかりでありますので、糸魚川市の方も、まだ単独での行政監査ということは行ってない結果、中の一部分として行っているということなんです。行政監査というものについて、もう少し詳細に具体的に説明していただきたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

七沢監査委員事務局長。〔監査委員事務局長 七沢正明君登壇〕

監査委員事務局長（七沢正明君）

お答え申し上げます。

行政監査制度の概要についてというご質問でございますが、一言で簡単に申し上げますと、市長が目指しているいわゆる行政方針に対しまして、能率的な行政管理が行われているかどうかの検証でございます。

この行政管理の対象となりますのは、これまた簡単に申し上げますと、4つほど要素があるかと思うんですが、お金と物と人と情報、この4つの要素になるんじゃないかなと思います。このそれぞれの要素につきまして、むだがないのか、また無理をしていないのか、むらと言いますか、バランスのことでございますけれども、適正に行われているかどうか、これらを重点項目として実施される監査が、行政監査でないかと思っております。

具体的な監査方法といたしましては、どのような計画を立てて、また、どのように実施されたの

か、また、反省点があるのかないのか、どのように改善されたかということ、これらをチェックすることであると思っております。

この行政監査は、地方自治法199条の第2項に規定されておまして、監査委員は必要があると認めるときは、行政監査をすることができるというような規定になってございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤議員。

16番（齊藤伸一君）

過去にも2件、そういう指摘があったということなんですが、どうも他の市町村のホームページを開いて見てみますと、やはり行政監査における指摘事項というものを、ちゃんとホームページでアピールしている。また、その行政監査の指摘について、市の方の市長名での対応としては、この行政監査の事項については、こういうふうにするというのも、ちゃんとホームページに出ておるわけなんであります。

私が今回この監査について質問しているのは、市民に開かれた監査というのが、やはり重要ではなからうかと思っております。細かい財務的なお金の部分を市民に見ていただいても、やはり市民としては難しいところがあるんですが、一番わかりやすいのは行政評価との関連もあるんですが、行政監査というのが一番市民が行政に対して関心を持つ事項ではなからうかと、こういうふうに思っておりますので。

1点聞きたいのは、今までは2件あった。この2件というのは、市民に開示をしたものかどうか。今後、またこのような事柄が起きた場合には、ちゃんと市民に開示をするのか、ホームページに開示をし、市の考え方もつけ加えた中で開示を考えているのかどうか、お聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

七沢監査委員事務局長。〔監査委員事務局長 七沢正明君登壇〕

監査委員事務局長（七沢正明君）

お答え申し上げます。

監査の結果についての公表でございますけれども、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、広報紙、これは昨年度のものにつきましては、3月25日の「おしらせばん」の方の中で、監査公表をさせていただいております。また、ホームページにも、同じようなものを公表してございまして、どなたでも日本全国からごらんいただけるような状況になっておりますが、その中身については2点ということで、概略だけご報告申し上げますけれども、収入事務に関する検討を要するものが1件、それから収入事務についての改善を要するものが1点ということで、公表させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤議員。

16番（斉藤伸一君）

これは糸魚川市の首長といいますのは、議会の同意を得て監査委員を選出しているわけでありまして、市長にちょっとお聞きした方がいいのかなと思うんですが、制度の問題であります。

私は市民にわかりやすい監査ということで、今訴えているわけなんですけど、どうも今まで他の市町村やなんかを見ても、行政監査または外部監査、いろいろ監査の方法、また考え方も大分変わってきております。

ということで、今後やはり監査についてわかりやすい監査を推し進めるためには、もう一度監査のこの制度というのを、考えるべきだと私は考えておるわけでありまして、この監査の改革ビジョンというものを、もう一度考え直す時期が来ているのではないかとということで、市長としてもう一度、監査のこの組織のあり方、外部監査も含め、行政監査も含めたこういう中においての、監査の改革ビジョンについての検討というものをさせていただきたいと思うのですが、私の考えについて、どうお考えでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

市長といたしましては、さきの答弁でお答えさせていただきましたように、地方自治法の中で法的に位置づけられた部分でさせていただきとるわけでございますし、時代の流れとはいえ、まだ私はそこまで必要性を感じてない部分でございますが、しかし、情報開示の中で市民に開かれていく中では、いろんなものがこれから出ていくものだと思うわけでございますが、しかし、法で位置づけられている部分で私は十分事足りると、今の状況でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤議員。

16番（斉藤伸一君）

最後に意見だけ申し述べまして終わりにいたしますが、やはり地方分権の進展や、情報公開や、行政改革の推進など変化してきております。市政への参画や協働によるまちづくりが進められ、市民感覚の監査や、より高い信頼性を持つ監査が求められてきている時代であります。

行政監査の推進や外部監査の導入を視野に、大いに今後の監査のあり方について、再度、もう一度考え直していただきたい。改革ビジョンの策定についても、推し進めていただきたいことを申し述べまして、私の一般質問を終わりといたします。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、斉藤議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

11時まで暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、伊藤文博議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。〔17番 伊藤文博君登壇〕

17番（伊藤文博君）

新政会の伊藤文博です。

2点について、一般質問を行います。

1点目、市民参加の人づくりについて。

糸魚川市総合計画基本構想では、分権型社会に対応するため、市民の個性と能力を生かし市民と行政が情報の共有化を図り、市民コミュニティが主体となって考え行動することで、市民と行政の協働型まちづくりを進めるとなっています。

基本計画では、第6章、自立と協働のまちづくり、第1節、自主的・主体的なまちづくりの中で、市民参加の基礎づくりを計画に上げています。

市民協働の重要性が叫ばれて久しい中、また、その難しさも浮き彫りになってきていると思いますが、総合計画基本計画の中では、従来の手法のほかに具体的な手順が明らかにされていません。

次の点について伺います。

- (1) 市民参加を充実する意義をどうとらえていますか。
- (2) 市民参加を成功させるために必要なことは何だと思われますか。
- (3) 市民参加の促進をどのように図るのか、具体的な施策はいかがですか。
- (4) 市民参加条例策定の必要があると思うかがいかがでしょうか。

2、行政改革の平成19年度取り組みについて。

糸魚川市では合併を契機に、行政改革に取り組んでいます。

下記の平成19年度重点事項について、それぞれの計画（目標設定）と実行の際の留意点について、どのように認識して検討されているか伺います。

- (1) 地区公民館体制の検討見直し。
- (2) 補助金・負担金の見直し。
- (3) 使用料・手数料の見直し。
- (4) 公共施設等の適正な民間委託の検討。
- (5) 職員の削減。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）



米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目、市民参加を充実する意義につきましては、行政主導の市政運営から市民の意向を市政の運営に反映していくことが重要であると認識しており、そのために市民参加を充実、促進していかなければならないと考えております。

2点目、市民参加を成功させるためには、参加意識を高めるための行政情報の提供、各事業の展開において市民が参加できる機会を拡充、まちづくりに対する協働意識の醸成に努めることが必要であるとと考えております。

3点目の市民参加促進のための具体的施策につきましては、市民懇談会の開催やご意見直通便、行政懇談会、各種審議会、委員会等への市民公募、アンケートやパブリックコメント制度の導入など、市民の意見を反映するよう努めておりますが、さらに市民参加を図るための検討をしまいたいと考えております。

4点目の市民参加条例の策定につきましては、市民参加が新市のまちづくりを推進する上で重要であることは十分認識いたしておりますが、その推進については地方自治法や本市の関係条例などの枠内で、実現できるものと考えております。

一般的に言われております自治基本条例のような、新たな条例の制定については考えておりません。

2番目の1点目、地区公民館体制の検討、見直しにつきましては、合併時、3地域での運営形態や組織が大きく異なっており、急激な変更は公民館活動に混乱を招く恐れがあるため、現行のまま新市に引き継ぎ、5年をめどに見直しを行うことといたしておりました。

これを受けまして、公民館制度の検討を進めてまいりましたが、早期に実現するべきとのご意見をいただき、現在、その趣旨に沿って自治組織や地区公民館役員との懇談会を、精力的に行っているところであります。

基本的には、公民館制度の枠を外し、地域づくりの活動などに幅広く取り組めるように組織を変更することと、急激な変更により活動の停滞を招くことのないよう配慮しながら、3地域の均衡を図ることを柱として、見直しを進めているところであります。

2点目の補助金・負担金の見直しにつきましては、旧市町からの引き継ぎで、目的や効果、積算根拠が不明確なものもあり、今後、20年度に向け精査をする中で、見直しを進めていきたいと考えております。

3点目の使用料・手数料の見直しにつきましては、特に使用料については、3地域でそれぞれ異なった取り扱いとなっており、合併協議では5年以内に見直すこととなっております。

現在、庁内で見直し部会を設置し、作業を進めておりますが、受益者負担の原則のもとで、使用料と減免基準を統一する方向で検討を進めております。

なお、手数料につきましては、おおむね現行どおりでいきたいと考えております。

4点目の公共施設などの民間委託につきましては、目標といたしまして、平成19年度は、民間活力導入の検討、20年度は、推進方針の決定、21年度以降は、段階的に民間委託を進めていく計画といたしております。

5点目の職員の削減につきましては、行政改革大綱及び実施計画により推進しているところでありまして、平成19年度は641人であり、定員適正化計画による平成21年度における目標数は577人ありますが、少しでも早くこの目標数値が達成できるよう、努力してまいりたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

まず、なぜ市民参加が必要なのか、住民参加が必要なのかということですが、現在、地方分権が強く言われています。2000年の地方自治法改正で、いろいろと国と地方の立場が見直されて変わってきました。これは地方の面倒は国がすべて見るわけじゃない、だから自立してやってくださいという状況になったわけですね。自立するということですから、自分たちでいろいろなことを決めていかなければなりません。

2000年までは国からの機関委任事務がかなりあって、国の指示に従って仕事を進めるという面も多かったわけですが、これがなくなって、法律の制限はあるものの、自分たちで判断し、決めていかなければならなくなった。

一方、国から地方へのお金の流れも変わってきています。これまでは国から補助金が幾ら入るのかというのが1つの基準になって、施設などをつくったり、行政サービスを行っていたという面があったと思います。

そのような行政執行の形、財政執行の形が積み積みになって、国と地方の借金は非常に大きなものになってきた。その中には、資産の裏づけがあるものもあるし、消費型の借金もあるでしょう。しかし交付税削減によって、当初担保されたように、地方交付税で支給、補てんされるかというのは、総額の中で考えると、非常に疑わしい面も出てきているというふうに聞いております。このように非常に厳しい財政の中で、ない袖は振れない、地方は地方で頑張ってもらいたい。苦しくなった時点で、地方切り捨てにかかっているということも言えるのではないかと思います。

じゃあ実際の運営をどうしたらいいのかということで、市民参加が言われているわけです。市民参加と言いますと、皆さんは賛成します。しかし、現実にその参加する人たちを集めることも、なかなか難しい現状もありますし、それから参加する皆さんは、いろんな考えを持っておられる。それをどのように取り上げていくのかは、非常に難しいと思われま。

市民参加の難しさについて、市としてどのようにとらえていて、具体的に打開策、方策をお持ちかどうか、お願いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

今、議員お話のとおり、大変国からそれぞれの地方に権限移譲したり、財政的に厳しくなってきた

ております。そのようなことから、やはり地方がそれぞれ自主・自立をしなきゃならんということで取り組んできている、今、議員おっしゃるとおりでありまして、それにはやはり行政だけが先行して進めるんじゃないくて、市民と一緒にいろんな政策をしたり、市の行政のやり方等を話しながら進めなきゃならんという方向を、今、非常に言われてきておりまして、そのことをやはり進めなきゃならんというふうに思っておりますが、今議員がおっしゃるようになかなか難しい。現実には、今までもそういうことを言ってきたわけですが、実際にやるという中では非常に難しいのがありません。

いろんな審議会を設けて公募をしても、ある程度は出ますが、同じ一定の方が出てきたり、あるいはパブリックコメントをしても、なかなか多くの意見が出ないというのが現実でありますことから、やはりこれら市民からも行政のいろんなものに参画したり、自分たちで自分たちのまちをつくるんじゃないかという、そういう意識をまず植えつけるというか、考えを持っていただくという、そういうことから始めないと、なかなかいいことを言うんですが、現実には実行にはなかなかつなげていけないのが、これまでかなというふうに思っていますが、やはりいろんな機会を通じて呼びかけをし、先ほど市長が言っておりましたように情報を流したり、あるいはそういうものにだれでも参画できるような醸成に、また努めていかなければならないというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

今の部長のお答えですと、現状があると。いろいろそれをやっていくけど、具体的にその困難さに対して、困難だからこそ、ここまでやらなきゃいけないというようなところが、今のお話だとちょっと出てきてないですね。

その点について、ちょっとこれから話をしていきたいと思いますが、市民参加という言葉は耳慣れています。しかし、それを実行することには多くの時間と忍耐が必要、粘り強くやっていかなきゃいけないということだと思えます。それぞれの地域で、自分たちの地域に合った行政サービスを、求めていこうという意識が発生して、自治体の自立が言われるようになったわけですが、なかなか形として進んでこない。

今の現状で公募の委員さんを募集しても、そう多くの人数が集まらない。市民参加が進んでいるところだと、かなりな住民が応募してくるというような状況が見られています。この格差を、糸魚川市として埋めていかなきゃいけないわけですね。

もう1つ市民参加の意義というところで質問しますが、住民が持っている生活や経験の情報、これありますね。行政が持つ課題解決や制度の情報をうまく交換することで、地域の問題を解決することができるということだと思んですが、今言ったこのことですね、お互いの持っている情報を交換するということについての意義についての認識はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

非常に厳しい、なかなか難しいというふうに思っていますが、やはり政策を計画するに当たって、今お話にあったように行政からも出すし、市民それぞれがいろんなことを豊富に持っているわけですが、それらを聞くということにも場を設けたり、そういうことに取り組むということが一番のかなと思っています。それらやることによって、いろんな政策が自分たちのまちのこと、自分の地域のことにつながるのかなというふうに思っています。そのことをできるように、また働きけななきゃならんというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

そこで市民参加を成功させるために必要なことは何かということへいくんですが、今2回の答弁で、難しいという話が出てきました。機会をつくらなければだめなんですね、参加の意欲を高めるということも必要ですし、それから職員側の意識も変えていかなきゃいけない。

ある地方都市での市民参加に関する市民の意識調査の結果ですが、市民参加と言われてもピンとこない部分があり、ほとんどの市民が同じだと思う。住民の現状は、一言で言えばお任せ行政であり、小さなまちほど、その傾向が強い。国政には関心を持って、身近な市町村の行政には無関心な場合が多いというものがありました。どのように市民に関心を持ってもらって、市民活動につなげるかが重要であるということが、この意見からはうかがえます。

市民参加を成功させるために必要なことは、行政と市民の従来型からの意識改革であると思います。この点についての市側の認識と、もし同じ認識であるとしたら、この意識改革についての何か施策を考えているかどうか、または既に実行しているものがあるかどうか、お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

行政とすれば情報を流したり、参加をする機会を促して、よりしやすい状況をつくっていくというのが、仕事かなというふうに思っています。

ややもすると、やはりいろんな中では、それぞれの議員がおられるわけですので、市民の声が議員を通じて行政に通じているのは、意外と多いわけですので、やはりそこら辺から、一人ひとりのまた意識の変革というの、必要なのかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

私も部長が言われたように情報を流すということは大事だと思うんですね。ここで言うのは情報の伝達と共有というものが、この職員と市民の意識改革には重要であるというふうに私は思います。

住民が持つさっき言った情報ですね、それをうまく交換するためにも、やはりその情報伝達共有のシステムが必要になってくる。

これについては情報基盤整備の議論とも関連してきますので、市民参加の視点だけで伺いますが、情報共有、伝達の手法について、庁内の論議というのは進んでますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

行政としましては、やっぱりホームページ、あるいは広報等が主になろうかなというふうに思っております。時にはそれぞれ自分の仕事の中で、リーフレットを活用したりしとりますが、なかなかその域から出ていないのが、現実かなというふうな感じをしています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

1つの例を挙げますが、市民憲章の作成については、糸魚川市の公式サイト上では公開されていませんね、策定経過ですよ。出ているのは、「広報いといがわ」のPDF版だけです。市民参加の視点から民間委員を委嘱して、市民憲章策定委員会を組織して、いずれパブリックコメントを求めるということを言っているんですから、策定委員会の審議過程からちゃんと公開して、市民の関心を高めていかなければ、パブリックコメントの段階になっても市民の意見というのは集まらないでしょう。これ通り一遍のことしかしないというのは、本当の意味で、市としては市民参加を望んでないからじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

市民憲章につきましても、今、委員の委嘱をしまして、それぞれご論議いただいているわけですが、やはりその経過の中でもポイントポイントなりを、市民に情報を流せということなんだろうと思っております。そうしないと、なかなかそういうことが広まっていかないし、そういうことが行政に反映できないということだと思っておりますので、やはり十分気をつけて、また過程の中のできるものは、出す方向でやっぱり取り組まなきゃならんというふうに思っています。それが市民参画につながるんだろうと思っておりますので。すべてがすべて出すということは、難しいと思っておりますが、そういう機会というのは、努めなきゃならんというふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

本当の意味で市民参加を望んでいながら、今のように何としても市民参加型社会をつくらうという姿勢を、徹底できないというような現状を見ますと、やはり先ほど出てきました意識改革の必要性を強く感じるわけですね。すなわち現在の市民参加に対する職員の認識が、生ぬるいんじゃない

かと思えます。職員の市民参加に対する意識、庁内全般については、今の現状をどうとらえていますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私は市民参加が、今図られてないととらえておりません。非常にいろんな面で市民参加が図られておる中においては、100%でないものもありますし、まだまだその途上のものもあります。

しかし私は一時期よりは、非常に市民参加が図られている部分があり、非常に市民が、今、積極的にいろんなものを取り組んでいる部分もあるわけでございますので、一律にやはり私はこれを判断できるものではないと思っております。

今ご指摘のような部分については、当然、改善をしたり、見直しをしていかなくちゃいけないものもあるかと思うわけですが、そういう中で、私は市民参加をとらえていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

市民参加が図られていないとは、決して言っていません。どこまでやるかという話をしているんであって、本当の意味でそれが活発にいくのであれば、活発なものを望むのであれば、手法的なものをもっと検討していかなきゃいけない。

もう少しそれを進めていくのであれば、さっき言ったように、何としても市民参加型社会をつくらうという姿勢があれば、市民憲章の策定についてパブリックコメントを求めたときに、意見がたくさん集まるようにしようというふうに考えていくと、当然、審議過程を公開した方がいいと。そのために、仕組みづくりをしようとする職員が出てくるだろうという意味で言っとるわけですよ。そこができてない現状から、逆に意識がどうなのかなということを質問してるわけですし、決して全くやっていないとか、そういうことでないんですよ。もっとよくするための、必要性の話をしているわけですね。

職員の意識改革は、ある学者に言わせると役所意識からの脱却、それから職員が行政サービスを生産する生産者という意識を持つ、行政サービスの営業マンであるという意識を持つということだと言われてます。

企業であれば、つくった製品が売れなければつぶれてしまいます。企業が消費者の意向にかかわりなく、自分の売りたい製品をつくらうと思ったら、まず売れません。しかし、役所はつぶれませんよね。これはいいサービスだ、サービスの内容は非常にいいものだとします。という考え方だけでは、市民が要らないサービスを無理やり押しつけられる、または無理やりでなくても、それしか選択肢がないから買っているということになりかねない。

自由市場では、いかによい製品であっても売れるとは限らないですよ、その製品がすごいものであっても。消費者ニーズに合っているかどうか重要であるとともに、売り方にも工夫が必要になってきます。いかによいサービスがあっても、住民との微妙な感覚のずれによって、せっかくのサービスが効率よく提供されないことにもなりかねない。

役所意識から脱却して、行政サービスを生産する生産者意識というものを持って、市民の皆さんと連携して問題を解決するということで、このような事例の問題ですね、この辺も解決できるというふうに思いますが、これについてはいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。（総務企画部長 本間政一君登壇）

総務企画部長（本間政一君）

大変難しいということで、これまでも話をしてきましたが、やはり市民からも参加いただいたり、行政もそれらに取り組むということで、新たな取り組みも取り組んできたわけですので。

今回、1つの例を出しますと、さんさん子育てということで、民間の事業の方からも協力をしたり、職員がそれぞれへ協力を回ったりという、そういうような取り組みもしてきています。ただ、いずれにしても、今議員おっしゃるように、やっぱりその過程の中で取り組みというものを、明確にある程度位置づけをしないと、なかなか今までのやり方から若干変えていかなければならんのかなと。

先ほど市長も言いましたが、そういうことで取り組むということの姿勢が出るとは思いますが、現実には難しいものはありますが、やはりそういう方向というものを早く、それぞれの職員が意識を変えて取り組んでいかなければ、市民参画の行政というのはなかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、これらを機会に、またみんなで話をしながら、その方向に進めていきたいと思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

具体的に職員の意識改革に対して、やはり方針をもって、方策をもっていかなければいけないというふうに思います。そのポイントは、職員にとっても情報の伝達と共有であると、それもまた市民と共有していくということが重要だというふうに考えるわけですね。

例えば、職員と市民との関係の中で言いますと、住民参加を嫌う職員がいないわけではないと思います、それは多くの職員の中ですから、そういう人もいるでしょう。このような職員は今のこの社会の中で、自治体の職員としてやっていくには、何らかの問題を抱えているということも言えるかもしれませんね。一方、誠実な態度で根気よく説明し、自分の仕事がわかっていて自信ある対応ができる職員は、住民を味方につけますね。

また、市民側で言うと、役所に文句を言う人がいったん納得をすると、力強い味方になるということもあると思います。無関心な人よりは、関心を持って苦情を言う人の方がありがたいと思える職員がふえれば、これは結構なことだというふうに思います。

職員のこのような性質について、現在の職員をどう評価して、今後の職員の意識改革に関する教育を考えているかという点について、お伺いします。意識改革に関する教育です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

全庁的には、ここ合併後に行政改革の大綱を市全庁で取り組もうということで、いろんな大綱をつくったり、実施計画をつくっています。その中で、やはりそれを進めるにはその手法、計画をしたり、実行したり、あるいは評価をしたり、その手順というものを一人ひとりが確立しなければ、これらは実行に移りませんよということで、ここ1、2年ですか、実施計画に取り組んできておりますので、そういう中で職員一人ひとりが、そのことを自分なりに自覚をして取り組むのが、一番なのかなというふうに思っていますが。

やはり今ほどのような話というのは、当然、職員がどこで気がついたり、あるいは上司がそこら辺をまとめるか、あるいは指導するかということにつながっていかないと、なかなか意識改革というのは難しいのかなと思っていますが、いずれにしましても行政の仕事の中で、そういうことを絶えず持つように進めていきたいと思っておりますので、一つひとつの事業の中では過程の中で、前から出ておりますそれらのことを肝に銘じて、仕事をするように努めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

おっしゃるとおり意識改革については、そのことについての例えば社員研修をこうやってやるという性格よりも、OJTというオンザ・ジョブ・トレーニングですか、そういう性格の教育をしていった方が効果的だと思いますが、やはりそこにこういうふうに意識を変えていかないといけないという意識がないと、なかなかそういうふうになっていかないとということだと思うんですね。

一方、住民の意識改革ですが、自己中心主義や無関心、お任せといった意識から、普段から社会全体のことを考えるようにしていくということが必要になると。そのためには根気強い啓蒙と、それから情報提供、情報共有により、意識を変えていく必要があると思うんですね。この部分は非常に難しいところです。かなり粘り強く、根気よくやっていかなきゃいけないというふうに思うんですが、この点について、ちょっと大まかな話でもいいですから、どのように考えておられますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

市民が参画いただくということでの1つの手法的なものだというふうに思っておりますが、最近、地域を指定してプロジェクトを組んで、地域の課題をみんなでまとめたもので、1つの方向を出そうというような動きも出てきております。一昨年からですか、根知地域でのプロジェクトを組んだり、また、早川での藤の里プランについても、地域全体でつくろうじゃないかという。そのことを



スタート時点にしてつくってきたわけですので、そういう考え方をそれぞれ市民の方からもお持ちいただいて、自分の地域で何かをまとめようじゃないか。そこにじゃあ参画しようじゃないかという、そういう意識をまず持っていただくのが、自分のことにもつながるわけですので、早く関心を持って参画できるのかなというふうに思ってます。言葉の中だけで言っても、なかなか現実にそこに飛び込むというのは難しいわけですので、そういう事例があれば一番早く参画できるのかなと。そういうことができるような環境を、また行政の方でも考えていかなきゃならんというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

身近な地域のプロジェクト等に参加してもらおうということからというのは、非常に現実的な話だというふうに思います。

そのようにして職員と市民の意識改革が進めば、连带もうまくいくようになるということだと思わんですが、しかし今の流れでいくと、非常に長い時間がかかると。よりそれを少しでも市民参加型社会をつくり上げる時期を、ある程度、でき上がったなと思える時期を早くしていくためには、仕組みづくりが重要なのではないかというふうに思いますね。市民が参加することで、役所が単独で物事を進めるということに、ある意味縛りをかけたと、そういうことの決め事をつくる。そこで条例などをつくるというようなことをして、市民参画の手順を明らかにしていった方がいいんじゃないかということになるわけです。

合併以来、各種公募委員への募集数と応募数ですね、今把握できているものでいいですが、どのようになっていますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

公募委員については、正確な数字はちょっとあれですが、2割から3割ぐらいの中で推移をしておると思ってますが、目標では4割近くにしていきたいというような話で計画をつくってまして。ただ、その中でなかなか、一番最初の方でも話をさせていただきましたが、同じ方が出たり、あるいはなかなか出てこないというのが、現実にはあるわけありますので、それらをどのようにして高めていくかというのも、1つの課題かなというふうに思ってますが、まだまだ数字的には少ないかなというふうな感じを持っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

その現状からしますと、やはり繰り返しの話になりますが、意識改革の必要性、重要性ですね、それからその意識改革の手法、意識改革には情報伝達、情報共有が重要だということからすると、

その手法を確立していかなければいけないということになるんだろうと思います。

そういうふうに系統立てて考えて、市民参画をどう推し進めていくかということに、なっていかなきゃいけないんだろうと思いますね。

市民参加条例ということに入りますが、市民参加条例というものの策定というのを、検討したことはありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

合併後については、正確にこのことを課題にしてやったことはないというふうに思っておりますが、これまでも旧糸魚川の議会の中でも、こういうことが論議をされておりました。北海道のニセコ町ですか、そこら辺で出たものが非常にどうかということでの話が出ましたが、そのときにも話をしておりますが、やはり現状の条例、あるいは自治法の中で、十分できるんじゃないかということで、先ほど市長が説明しておりますが、新たなものをつくらなくても、やっぱりそういう意識改革がまず先でありますので、そのことが先行して、条例をやったから、即、それに沿ってみんなが動くということは、なかなか難しいと思っております。現状の中で、やっていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

その辺がちょっと僕は違うと思いますね。例えば市民参加条例を定めることを市民参加でやればいいんですよ。本気で糸魚川市が市民参加型社会をつくろうというふうにしてるよというのを、さっき言った情報の提供と共有の大きなきっかけになる、それだけでも大きな意味がある。

先ほど市長の方から、自治基本条例のようなものは制定するつもりはないと言われましたが、自治基本条例というのは、ある程度ビジョンだとか、大枠の思想的なものを書いていると。もう1つ言いますと、自治基本条例は、自治体の最高規範としての他の条例や計画の指針となるものでありますね。

市民参加条例というのは、これはもうある意味、手順書ですよ、手順書。実際に具体的なことを決めていくというので、全く全然基本的にレベルが違うというふうに考えてもらっていいと思いますが、「自治」イコール「自分たちのことは自分たちで考え決定する」イコール「市民参加」という考えから、参加の権利や制度、手法を明文化していくわけですね。そういう意味で、市民参加条例の必要性がうかがえるわけです。

そのようなものを決めなくても、我々はちゃんとやりますよということを言おうと思えば言えます。今そういうことを言われてるわけですけど、物事をだれがやっても、所定の手順を踏まなければいけないようにするのが、システムづくりですよ、仕組みづくり。だれがやっても最低ラインは確保できると、それ以上のことはどんどんやれますよということをやるのが、今言う市民参加条例の制定だということですね。

必要なことを具体的に定める条例があってこそ、だれがやっても最低ラインは維持できるというふうには私は考えるんですけども、部長、その辺はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

一定の基準がなくても議員がおっしゃるように、ある程度の成果は出るんだろうと思っていますが、先ほどから出ておりますように、その過程の中でどうやって市民が参画したか、行政がどうやって取り組んだかということが必要であるし、それを実施するに当たっても仕組みだとか、手順を決めるべきじゃないかということ、議員からお話が出てくるんだろうと思っています。

条例的なもので、なかなか難しいということをお話しておりますが、方法とすればわかっているような気持ちがありますが、現実にはなかなか難しいところもありますが、先ほど話もしました計画、あるいは実施、あるいは評価を、そのような仕組みというものを、絶えず職員の中で考えながら進めていくということで、今のところ説明させていただきたいと思っていますが、今後はやっぱり全庁的に1つの政策を決めるときにどうかということ、また庁内でも考える必要があるのかなど。総合計画の中で、このことを言ってきとるわけですので、それらがやはり実になるようなものにするというのには、もう少し時間をいただいて、早い時期に中身を詰めていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

市民参加条例というのは1つの形でしてね、その形だけにこだわって言っているんじゃないです。何が何でもこれをつくれと言うんじゃないで、そういうシステムをつくればいいわけですね。

先ほど言った市民憲章制定委員会の審議の過程だって、例えばそういう委員会を組織して審議していく段階で、その審議過程をホームページ上で、また広報で市民に知らせるということ、この市民参加条例の中で決めておけば、さっきのような話にならないわけでしょう。ああ、それはうっかりしてましたという話で済んじゃうじゃないですか、今の段階だったら。だから手順を決めることの大切さと言うんですよ。

製造業や建設業では、手順書というのを物すごく大事にします。だれがやっても同じように、最低限のことはきちっとできるということを確認するためです、担保するためです。ぜひ今後検討していただきたいというふうに思います。

行政改革の方に移ります。

地区公民館体制の検討、見直しについてですが、制度的には各地域のよいところを取り入れるようにしていただきたいと思っています。もちろんそのように考えられていると思いますが、市民の負担金額の整合を図る問題などとは違って、これは住民自治、コミュニティの仕組みづくりですから、よいところを集めて、新しい制度をつくるべきであると思っています。折衷的な平均手法ではいけないというふうに思っていますが、念のために、この点についていかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課参事。〔教育委員会生涯学習課参事 渡辺辰夫君登壇〕

教育委員会生涯学習課参事（渡辺辰夫君）

議員の言われる、各地域のよいところをきちんと把握をして進めるようにということをごさいますして、現在検討しております新しい組織における大きな課題が、1つには、これまで3地域で進められてきた運営方針を、最大限尊重することであるというふうに考えておりますので。ただ、こてでならしたように、全部同じことをやっていただくというような制度にはならないような、特徴のあるものは残していくような考え方で検討を進めたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

ありがとうございました。そのようにお願いします。

補助金、負担金の見直しですが、これは1番目の質問とも関連しますけど、補助金の見直しについては行政改革の面からだけではなくて、市民参加、市民協働の側面からも理解を求めるべきものもあるというふうに思います。

その場合、行政改革の対象となった事業の担当部署と、市民参加の担当部署の横の連携が不可欠になる。行政改革そのものの担当部署もそうですが、縦割り行政の弊害排除によって、各課の連携を深めなければなりません。補助金、負担金の見直し時には、この連携が十分にとられて検討されているかどうかについて、お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

補助金、負担金の見直しにつきましては、一応、その都度、予算編成を通じましてやっております。各関係課とはその辺の十分ヒアリングをした上で、調整をしているという状況であります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

十分ヒアリングをしているというふうに言われましたけども、それが十分かどうかは、これはなかなか言い切れる話じゃないと思いますよ。それを十分にやっているとすれば、例えばその1つ1つのことについて、それぞれの担当者が集まって、このことについてほかに影響がないかというようなことを、きちっと議論される場というのはあるわけですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

補助金、負担金の見直しにつきましては、平成19年度予算編成のときも、昨年、点検、精査をさせてもらっております。ただ一律的に、こういうふうなもので削減をするというような措置はしておりません。その1件1件、ケース・バイ・ケースで検討をしているという状況であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

横の連携をますます深めて、そういうような形でお願いしたいと思います。

使用料、手数料の見直しですが、見直しの際に考えてほしいのは、住民活動を活発にするための要素を考慮に入れてほしいということですね。受益者負担という考え方は、これは当然必要です。一方、使用料を下げることで活動が活発になる。そして例えば市民の健康度が増し、結果的に市の財政負担は減るというような考え方をしていた方が、いいようなものもあると思うんですが、そういうふうに、さっきの話ともちょっと絡んできますけど、物をつくるときのライフサイクルコストじゃないですけど、市としての会計的なものの連鎖というものを考慮に入れて、検討していく部分も必要じゃないかというように思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

現在、使用料等につきましては、庁舎内で部会をつくって、総論から今検討しとる最中でありませす。そういう点では、今、同種の施設は同一の基準でやりたいとか、それから基本的には施設の利用料を、ある程度単価を設定した上で統一したいとか、それから減免基準につきましても、旧市町で一応まちまちなんですけども、その辺を統一したいということで検討しております。

そういう中では、特に減免基準につきましては、それぞれその団体の性格、それから活動、それらのものを総合的に評価した上で、ケース・バイ・ケースで対応しなきゃならんのですけども、その辺を含めて、今現在、検討中であるということでありませす。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

答えてもらったようで、微妙に答えてもらってないようなんですけど、さっき言ったような要素を考慮に入れてほしいという話ですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

今、総論の方の検討中でありますので、個々のものについては、なかなかあれですけども、ただ、各団体のその利用形態が、個人の利益のものなのか、それから公益性の高いものなのか、その辺から検討させてもらってるというものであります。

当然ながら市民の活動、いろんな活動がありますけども、その辺から今検討してるということで、ご理解を願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

決まってないことは、言えないということだと思んですけど、私が話したような面も、検討の材料の中に入れてもらいたいと思います。

公共施設等の適正な民間委託の検討ですが、これまで民間委託を検討した施設、第三セクター、もしくは指定管理者にもう既に委託しているものを含めてありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

実施計画の中でも上げてありますように、学校の管理、あるいは給食の問題、保育園、あるいは第三セクター的な事業的な業務について個々に上げて、見直しをするということで取り組んでいるところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

以前、親不知企画に対する指定管理委託を検討しているときに、翡翠ふるさと館の使用料の問題を、旧青海町議会のときの協議内容によって据え置きにしましたね。

本定例会に宿泊費の上限を定めた条例の改定が議案として提出されています。これは経営状況改善のために提出された議案だというふうに思いますが、このような経営状況を考えたときに、翡翠ふるさと館の入館料についても過去の経緯だけにとらわれずに、経営的観点からもう見直してもいいんじゃないかと思いますが、これについていかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

山崎青海事務所長。〔青海事務所長 山崎利行君登壇〕

青海事務所長（山崎利行君）

今議員からお話のように、ふるさと館につきましての状況につきましては、お話があったとおりでございます。今回の手数料、使用料の見直し、これらの中で、このような状況につきましても過去からの状況とあわせて、検討していきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

今、経営的に改善が迫られているわけですから、ぜひ検討の中に入れてもらってやっていただきたいと思います。経営的には、縛りがあればあるほどやりにくいわけですからね。

職員の削減について伺いますが、「広報いといがわ」の5月号では、行政改革の実施計画にあるとおり、10年程度で100人の削減目標に向けて取り組んでいますとあります。この表現が非常にあいまいだということは、行革の委員会の中でも言われてるわけですが、私は100人の削減にこだわって聞いているんじゃないんですよ。何回聞いてもよくわからないので聞きますが、合併から10年程度と。この合併からというのは、合併した17年3月19日というのか、それともその直前をいうのか、その辺についてはっきりとお答えいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田村総務課長。〔総務課長 田村邦夫君登壇〕

総務課長（田村邦夫君）

いわゆる行革の特別委員会の中で論議がありまして、いろいろな解釈の違いがあって混乱したんだらうと思っておりますが、1つの書いたもの、明文化したもので申し上げますと、いわゆる合併当時の新市建設計画の中では、人件費については、いわゆる平成14年度対比において、合併後10年間で100名の削減だということで、これはあくまでも財政計画をつくるための推計ということを出しておるわけでありまして。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

私は何でこの質問をしたかと言いますと、そういう今のようなお答えがありながら、なぜこの5月号の「広報いといがわ」に、このような表現を出すんですか。明らかに誤解を与えるじゃないですか、その辺、ちょっと疑問を持っておるわけです。いかがでしょうか。

議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時57分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田村総務課長。〔総務課長 田村邦夫君登壇〕

総務課長（田村邦夫君）

大変失礼いたしました。

今回の5月号で広報に載っとるわけでありまして、いわゆる現状と課題の中で、職員の削減で合併から10年程度で100人の削減という形で上げております。

これはいわゆる新市建設計画等々の中から、いわゆる課題として10年程度で100人の削減が必要であるという課題として取り上げておるわけでありまして、その中の隣には、もう計画、目標というのが当然あるわけでありまして、その中では職員数の削減目標を掲げ、適正化を図ると。

17番（伊藤文博君）

違うよ、取り組んでいますと書いてあるだろう。

総務課長（田村邦夫君）

したがって、現状と課題の中で取り組んでいますということでも申し上げておる。

17番（伊藤文博君）

現状でしょう、それは。

総務課長（田村邦夫君）

そういうことです。したがって、新市建設計画に言われるそのものに向かって、取り組んでおるということでもあります。

ただ、行革の特別委員会の中では推計といたしまして、平成26年度末と言いますか、27年度では577人というような数字を上げさせていただきまして、具体的に掲げて、それを努力目標としたと。さらには、それを1年でも早く達成するような努力をすべきであるということで、取り組んでいくということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

僕が言ってるのは、誤解を招くような表現をするのはまずいでしょうと。さっきの市民参加のやつとも関連してきますが、情報提供をきちっとしなきゃいけないじゃないですか。これは実施計画のやつを、そのまま持ってきた、これね。

それについてもう1回。現状で取り組んでいるって書いてあるでしょう、そこについて誤解を受けるじゃないですか、誤解を受けると思わないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

栗林副市長。〔副市長 栗林雅博君登壇〕

副市長（栗林雅博君）



先ほど市長が申し上げたとおり、最終目標年次を目指して頑張っておるわけですが、今、伊藤議員がおっしゃられたように、先ほどの100人の根拠ということでおっしゃられたものですから、その100人というのは、新市計画の中での100人を持ってきたわけです。

今回の広報について100人ということですので、ひとつの最終目標年次に向かっての合併後の新たな目標設定だということに、お受けとめいただきたいなというように思っております。

ですから、平成27年度における目標値は、いずれにしましても577という数字を目標にしておりますので、この数字が1年でも早く達成できるように努めてまいりたいということで、ご理解をいただきたいと、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

私は何が何でも100人減らせて、100人にこだわるとるわけじゃないんですよ。行政改革によって組織等業務分掌が変わって、適正な配置人員が変われば定員管理計画も変わりますよ。その観点から、また変更していくようであればならんというふうに思ってますので、よろしく願います。

終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、伊藤議員の質問が終わりました。

13時まで暫時休憩します。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、笠原幸江議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。〔3番 笠原幸江君登壇〕

3番（笠原幸江君）

新生クラブ、笠原幸江です。

事前に提出いたしました発言通告書に基づき、市長のお考えを伺います。

1、動き出さなければならない旧糸魚川サティ跡地について。

6年目に入ります旧糸魚川サティ跡地、私は平成17年、18年の9月議会で一般質問させていただいていますが、その中で市長は、抵当権が解除にならないければ、行政として前に進めないと答弁されております。最近の動きと、2007年秋に施行となる改正まちづくり3法をとらえ、時代

も急速に変化している今、精査する必要があると考え市長に伺います。

- (1) 新しい動きについて。
- (2) 行政としての対応について。

前市長・商工会議所・横町商工連盟の三者連名で、平成14年4月3日に、更生会社(株)マイカルあてに提出された「糸魚川サティの存続についてお願い」、内容について再度、精査されたか。

1万3,000人の署名活動に寄せた要請項目について、再度精査されたか。

2、災害発生時における自主防災組織力が発揮できるような取り組み等について。

自主防災組織など、避難支援団体に提供する要援護者の個人情報について、国では住所、氏名などを基本とした情報の指針を定めた要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、開示の方向としました。災害時に自力で避難困難な要援護者に対する名簿の提供について、本市においてどのような取り組みになっているか。

また、中越地震、能登半島地震など、災害はどこでも発生し得る脅威と言われてきている中、地域で自主防災組織の取り組みに関心も高くなってきている昨今、以下、4点について伺いたい。

- (1) 要援護者（ひとり暮らしの高齢者など）に対する安否確認の現状について。
- (2) 要援護者のリストの作成と開示について。
- (3) 自主防災組織の確立している地域の集会所などにAEDの設置の考えは。
- (4) 自主防災組織と行政との連携強化について。

以上、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

笠原議員のご質問にお答えいたします。

1番目の旧糸魚川サティ跡地の質問であります。経過については、これまで幾度か議会の一般質問でお答えしたとおりであります。

新しい動きであります。所有会社からの情報では、幾つかの企業からの問い合わせがあるものの、具体的な進展はないとのことであります。

市といたしましては所有会社に対し、諸課題の早期解決を図るようお願いをいたしており、会社からも努力していくと回答を得ておりますことから、情勢の推移を見守っていく考えであります。

2番目の1点目、災害時のひとり暮らしの高齢者など、要援護者への安否確認作業につきましては、要援護者避難支援プランに盛り込むことといたしておりますが、現状においては、民生委員から対応をいただいております。

2点目につきましては、現在、要援護者避難支援プランの作成を進めており、まとめ次第、要援護者台帳の作成に着手することといたしております。

この要援護者情報については、本人の同意を得て自治組織等に開示をし、要援護者の安全確保に活用してまいります。

また、同意をいただくに当たっては、プランの趣旨を十分ご理解いただけるよう努めてまいります。

す。

3点目のAED設置につきましては、運動中に心臓突然死の発症例が多いことから、スポーツ施設等、多くの市民が使用する施設を優先して整備を進めております。

4点目の自主防災組織につきましては、地域住民が一体となって平常時の防災活動や、災害時の助け合いに取り組む組織であり、特に、災害時の情報収集、伝達活動、避難誘導活動などで大きな役割を果たすものと期待をいたしておりますので、今後とも組織率の向上と支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

私、平成17年の9月議会で、この議場におきまして市長とお話したわけですが、そのときに、ここだけでお話しするわけにいかないの、今後いろんな方たちの声を聞く中で、市民の声を聞いたり、また議会の声も聞いていただきたいということでお話が終わっているんですけども、その後、庁内で、このサティの跡地について再度検討されているか、精査されているか、もう一度お聞かせ願います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田鹿商工観光課長。〔商工観光課長 田鹿茂樹君登壇〕

商工観光課長（田鹿茂樹君）

お答え申し上げます。

その後、庁内の中で、サティの跡地についてどうこうということでの検討はしたことはありません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

今の現状はそのまんまショッピングセンターさんの人たちと、引き続きお話を継続していかれるという市長のお話でございますが、4月25日の日に糸魚川市の方にお越しいただいて、何かお話をされていったか。新しい情報について、いま一度確認させてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田鹿商工観光課長。〔商工観光課長 田鹿茂樹君登壇〕

商工観光課長（田鹿茂樹君）

お答え申し上げます。

4月25日には、今現在、所有をしておられます株式会社北海道ショッピングセンターの鈴木部長さんが来庁されまして、今後の具体的な動きを強めたいけども、現在は、まだ具体的な動きはございませんという報告がございました。サティの現状を、その日には確認をしに来たということで、ごあいさつに寄ったということでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

その現状のお話を、そのままされて行かれたということでございますけれども、実は4月の同じ日に、旧糸魚川サティテナント会の方にもお話されて行かれたということでございますが、時を同じくしてのことだと思えますけれども、現状のまま情報収集するということと、少し異なっているかもしれませんが、商業施設としてショッピングセンターさんは一生懸命探したけれども、なかなか現在見つからない状態であるということをお話されていかれたということをお聞きしているんです。

それで一番最初の平成14年4月3日に、こういう形で市の方から、マイカルさんという古い資料になるかもしれませんが、管財人のマイカルさんの方に、こういう文書を出されているんですけれども、これに対してデータとしては、何かこちらの方の資料として残っているのかどうか、行政の方に何か資料が来てるのかどうか、確認させてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田鹿商工観光課長。〔商工観光課長 田鹿茂樹君登壇〕

商工観光課長（田鹿茂樹君）

お答え申し上げます。

今、議員がお示しの三者連名での資料につきましては、当然、当市の方も経過の中で持っておりますし、綴っております。ただ、それに対する正式な文書回答というのは、いただいておりません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

これはどうしてこういう形で、マイカルさんの方に、前市長、それから商工会議所、それから横町商工連盟で出されたかと言いますと、私も当初、サティが閉鎖になるという話を聞きまして、ボランティアで署名活動に参加した経緯がございます。それで、この要綱なんですけれども、これが署名活動した内容です。私たちも、それから1万3,000人の人たちが署名活動に寄せた項目なんです。

この項目は、営業活動継続のためのキーテナントのあっせん、それから2番目に、糸魚川サティの従業員及びテナント従業員の雇用の確保ということで、一生懸命に1万3,000人の方たちは、

ああ、これはいけないということで署名をしていただきました、1万3,000人。要するに、平成14年5月27日の日に行政の方へ届けられていると思うんですけども、こういう要望活動、あるいはこういう署名活動というのは、有効期限というか、そういうものってあるものでしょうか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

我々は、もうこれは以前のことだからということではないんであります。皆様方のやってきた事柄、そしてまた市といたしましても市の中心地にあり、この広い面積の土地を有しておるわけでございますから、いろんな面でその土地の有効活用を図っていただきたい。また、それがだめであれば、行政がその中に介入できないかというようなことを、我々はそういったことの重要性を十分に認識をさせていただいているわけでございますので、引き続き、今その情報収集に当たりながら、要望をしながら、また進めさせていただきとるわけでございまして、その要望の内容、そしてまた1万3,000人の署名については、十分我々は認識をさせていただく中で、そして市といたしましても重要性を十分に認識させていただいて、進めさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

そうしますと以前から先輩議員たちも質問に立たれてまして、抵当権が解除にならないと前に進めないということは、今後もそのような形で進められていくのか聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

この問題に関しましても、以前から変わらぬ大きな課題であり、問題であるにとらえておるわけでございまして、その変化がない限りは、なかなか行政としても前へ進めないのが問題であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

私たちが一生懸命に署名をしたのは、今のあの場所に地域の明かりを消さないでという熱い思いで署名させていただいております。

あの場所が暗くなってから、この8月31日で6年目に入っていきます。そうしますと、いつまでもあそこに明かりがつかない状態が長く続くと、やはり地域住民にとりましても、あるいは148号のT字路にも、あまりいい状態のものが生まれてきません。それで、いつまでも抵当権じ

やなくて、その明かりをつける方法が、もしどこかに民間の活力があるとしたならば、民間の活力を利用して、その力をお借りする中で明かりをつける方法も、1つの方法ではないかなと思っております。

4月25日の日に、旧糸魚川サティテナント会の方たちのところにおいてになったショッピングセンターさんのお話をお聞きすると、要するに、キーテナントを一生懸命探したんだけど、自分たちはもう一生懸命やりましたということのお話も十分わかります。それから努力して下さったし、それから落書きされたときも、いち早くあそこにバリケードをつくっていただいて、入れないような侵入当てもしていただきました。これもみな行政の窓口の方が力を出して下さいます、早急に北海道ショッピングセンターさんの方と連絡をとってやっていただいた。それは地域住民にとっても防犯上、とても安心ということで敬意を表しているわけでございます。

そういう中で見ますと、地域の人たちは、あそこに明かりがつくということは、とても待ち望んでいることなので、これを行政にやってくださいということではなくて、民間の力を借りて明かりがつけば雇用の確保も生まれますし、地域住民も安心でございますので、抵当権が解除にならないと前に進めないということ。

もし民間の企業が元気を出して、あそこに明かりをつけていただいたと。もしそういうふうになれば、さらに今度は抵当権解除にならないと前へ進めないということではなくて、糸魚川市も大変、財政上も厳しゅうございますので、ぜひそういう場合が起きたときには、行政の方から助言と言いますか、今までの情報の収集とか、それからそういうノウハウについての地域住民の安全を守る意味で、そういう助言を、そういう民間の人たちにしていただく窓口として今後もやっていって、あくまでも抵当権解除にならないとだめだだめだということじゃなくて、もしそういう状態が起きたときには、そういう姿勢をお願いすることができるかどうか伺いたいと思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

あれは公共施設ではございませんし、あくまでも所有者のおられる土地であり、建物であるわけでありまして。やはりその所有者の方の意向というものがあられるわけでございますので、その辺をお聞かせいただきながら、そして何としてでもご活用をいただきたいお願いをしながら、その辺も含めてさせて頂いておるわけでございまして。

抵当権だけではございません、やはり所有者の方々の意向というのを、私は大切にしないではいけないうらうと思っておりますのでございまして、その中で、また民間の皆様方がいろんなお考えの中で、またコネクションをとりながら進めていって、1つの形ができることに関して、行政が支援をするということは、当然、我々は支援していけるらうと思っておりますのでございまして、今市の中では、いろんな面で情報収集しながら、そういった形で進めていることをご理解いただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

支援という言葉っていうのは、いろんな意味にとれるんですよね。財政的な支援とか、あるいはアドバイザーとか、あと何て言いますか、アイデアを出すとか、企画力とか。そういう企画の支援とか、財政力の支援とかって、そのいろんな支援の中にも、言葉がたくさんありますので。

市民は抵当権が解除にならないと、前へ進められないということをお聞きするものですから、いつか市がやってくれるんだろうという期待感だけが、物すごくふくらみまして、何とかしてくれるんだろう、何とかしてくれるんだろうというのが今までの長い歴史、6年待っていた状態なんですけれども、そうでなくて、その支援という言葉の中の財政力じゃなくて助言、あるいはそういう活力が出てきたときに、その地域の住民、市民の安全、それから風俗的なものが出てこないかとか、そういうものの助言をするという形でのよろしいのでしょうか。もう一度お願いしたいと思います。

というのは、4月25日に私はこだわっているんですけれども、商業施設としての次のキーテナントを一生懸命、ショッピングセンターが探しましたけれども、現在までは見つかりませんでした。今後は銀行さんの方にお任せしたい旨のお話をして行かれたそうです。

そういう状況を見ますと、まちづくり3法もこの秋から変わってまいります。民間の活力が少し動いてくるのかなという、私の思いであります。そういうときに、やはり助言するところがどうしても今、旧サティテナント会さんは事実上、消滅しておるような状態でございますので、その窓口が行政にないと、いろんな交渉事が出たとき、迷ったとき助言していただく。お金を支援するんじゃないで、そういうものを支援してもらえるかどうか、ここで確認をさせていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田鹿商工観光課長。〔商工観光課長 田鹿茂樹君登壇〕

商工観光課長（田鹿茂樹君）

お答え申し上げます。

当然、サティの跡地の場所に、また何か明かりがつけば、我々としても市の活性化につながるという考えでございます。ただ、市ができる範囲とできない範囲がございますので、市のできる範囲で、我々としては民間の皆さんの動きに合わせて柔軟な対応をしていきたい。そのためのまた情報収集はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

その節はよろしくお願ひいたします。

2番目の災害発生時における自主防災組織力が発揮できるような取り組みなどについて、質問させていただきたいと思ひます。

3月25日、本当に能登半島地震におきまして、行政の方のスピード感ある対応に、市民はとて

も安心を覚えました。例えば、津波は心配ございません。それから、どこどこの震源地である、震度幾つであるという細かいところまで広報していただいた。その対応については、本当に多くの市民からは、安心を得ましたというお話をお聞きしております。震度4でも、体感的にはとても怖い揺れでございましたので大変助かった。

今後とも防災の情報といいますが、そういうものをいち早く流していただきたいと思ひますし、防災ガイドブックもでき上がって、各家庭に配布になりました。先日も土砂災害のハザードマップ、このようなものも配布になっております。地域の人たちも大分、自主防災というものに関心も高くなってきておりますが、能登地震のときに少し、どのような状態であったか、ちょっとお話をお聞きしたいんですけれども、(1)のひとり暮らし、あるいは要援護者、助けを求めている人たちに対する安否確認なんです、安否確認を今どのような状態で行っているか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

災害時のひとり暮らし老人等、要援護者の安否確認ということでございますが、市長も申しあげましたように、要援護者の避難支援プランを現在作成をしております。その中でも本当の大災害が発生した場合ももちろんでございますが、議員ご指摘のように、比較的強い揺れがあったという、あるいは災害が起こり得る非常に注意状況になったというときの安否確認についても、盛り込んでいきたいというふうに考えております。

ただ現状におきましては、民生委員の皆さん方は、常日ごろから住民の安全確保ということにお努めをいただいておりますので、民生委員の活動の範疇、さらには地域住民の皆さん方の助け合いという部分での、安否の確認がなされたというふうに理解をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

そうしますと民生委員の方たちは、災害が起きた直後というよりも1日たった後、知り得る範囲の要援護者のところに行って、必ず全市的に声をかけるというふうなシステムにはなっているんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

民生委員の職務については、さまざまなものが盛り込まれておりますが、災害時の対応ということで明確に規定したものは含まれておりません。

ただ、先ほど申しあげましたように、社会的に援護が必要な方々の日常的な安否というものは、活動の中に含まれておるといふ範囲の中での活動というふうに考えております。

さらには、今後そういうものについて明確なラインというようなことをお考えでありますならば、



避難支援プランの中で、何らかのものを盛り込んでいきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

そのプランの中に、もしそういうものができるのであれば、システムの中に織り込んでいただきたいと私は考えております。

というのは、能登半島地震のときも、ひとり暮らしのところに私も回りました。そうしましたら、来ていただいた民生委員さん、声をかけていただいた民生委員さん、かけていただけなかった高齢者の方、さまざまございました。でも、そのときはかけていただいた高齢者の方のお声を聞きますと、例え1日、2日たっても、来ていただいて安心したわ。声かけてもらったら、ああ、来てくれたんだねと言ってくれたと、とても喜んでおられました。それが、そのときだけじゃなくて、そういう人たちがいるということが、自分の周りにいるということで、とてもうれしかったという声を多く聞かせていただきましたので。

そういうプランをシステム化したときに、災害時のときに民生委員さんたちも自分の身をまず守らなければいけませんけれども、安全が確認された後、1日、あるいは2日後に、そういう人たちのところに声をかけていただいたりしていただくと、とても住民そのものも信頼感もできてきますし、行政の目も、ああ、こうやって行き届いているんだなというところも感じられると思うので、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

民生委員の役割として、そういったものを担うということは、これは先ほど来申し上げておりでございますが、ただ、避難支援プランの中では、要援護者の方に対して地域住民の中で、自治組織の中で、どなたがその人の支援に回るかというようなところまで、決めるような方向性がございまして、そうなりますと、やはり地域住民の中での助け合い、支え合いという部分も大きな役割を担うというふうに思っておりますので、「安否確認」イコール「民生委員」ということではない、もう少し膨らみのあるものに検討していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

それからもう1点なんですけれども、同じ3月25日の地震のときに、市民会館で催し物がされておりました。催し物も安全を確認されて続行されたと聞いておりますが、あのときに家族の方が、家に帰ってきてから地震を知ったというお話をお聞きしました。そういうときの会館のあり方と言いますか、会館がそういう地震があって安全を確認したときには館内放送とか、そういう指導というマニュアルというか、こういうときは、こうなんですよというようなものがあるのかどうか、

お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高橋文化振興課長補佐。〔教育委員会文化振興課長補佐 高橋謙之君登壇〕

教育委員会文化振興課長補佐（高橋謙之君）

お答えいたします。

今ほどの災害時のそれぞれ施設における対応マニュアルがあるのかというご質問かと思いますが、市民会館の場合には、そういうものが一応ございまして、今回もそれにのっとって対応をしたものというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

何か言った言わないで、水掛け論になりそうなんですけども、館内放送はなかったというふうに、会場においでの方が家に帰られて、あれっ、地震あったのという感じだったというのでございますが。

実際に、それではそういう実施訓練みたいなものは、通常からやられているわけですか。何て言いますか、想定された中の実践訓練と言いますか、そういうものはやられておりますでしょうか。

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員、範囲内をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

災害の話から余計になりました。すみません。

それから2番に入ります。要援護者のリストの作成、開示になりますが、今プランをつくっていらっしゃるということなんですけれども、いつごろまでに作成ができて上がる予定になっているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

要援護者の避難支援プランにつきましては、大きく分けまして全体計画と個別計画に分かれておりますが、現在、全体計画、いわゆる避難支援プランの大枠の部分を作業をしております、庁内的には、素案部分を今まとめの段階に入っております。

それを踏まえまして、先ほど来お話ししておりますような個々の要援護者が、いざとなったときに、どなたから支援してもらえるのかということまで踏み込んだものが、個別プランであるわけですが、その個別プランの策定に入っていきたい。それについても年内には、その作業の方を一

応区切りをつけたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

作成後は、開示されることでよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

国のガイドラインによりますと、本人の利益になる情報については、同意がなくても開示ができるという解釈があるということが述べられておりますが、いずれにしても人道的な見地というものもございますので、一定の情報については関係の皆さん方に提供をしていきたいと。

ただ、個人的なデータの多い個別票については、ガイドラインの中にも本人の同意をもってというような記述がございますので、それに準じた扱いになろうかというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

開示ですね、これから自主防災組織が各地域で高い関心が出てきておりますので、そういう組織が立ち上がってくる。そういうところに、開示をしていただければありがたいなと。例えば区長さん、全員にということじゃなくて、その中心になる、地域をまとめるトップの方ですね。区長、それから最初に出ました民生委員さんにも開示をしていただいて、きちっと災害時にシステムをつくる上で、どなたかが必ず1人わかっているれば、どこどこにどこの人がいるんで、そこに行ってみてくれないというふうにして、避難所へ行く前の災害時直後の地域の避難所に集まったときの対応はできるかと思うんで、そういう方にしていきたいと要望しておきます。

それから3番目の自主防災組織の確立している地域の集会所に、AEDというお話をしましたら、スポーツ施設には今後入れていきたいということなんですけれども、自主防災組織の確立している地域、集会所というところのものの検討はなされているでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

お答えいたします。

AEDの効用につきましては、笠原議員は十分ご理解いただいているものと思うわけでございますが、このAEDを使わなきゃならない事象というのは、いついかなるとき、時、場所を選ばずに発生するものでございますものですから、それに対応するAEDの配置というのは非常に面倒と言いましょうか、厄介になるわけでございます。あるにこしたことはないわけでございますが、その

確率的な問題からしてまいりますと、非常に投資との絡み、あるいは使い勝手の問題もあるわけでございますので、そのようなことから、どこにでも、いつでもというわけにはいかない。

このようなことから、我々市といたしましては、昨年度44台、また今回も入れておりますが、やはり一番過去の統計例から見て、心臓突然死の発症例が、多く発生され得る確率論の問題のところで、公共施設、スポーツ施設を中心に整備させていただいておるわけでございます。

そのようなことから、今ご質問のご趣旨でございます、自主防災組織のあるところの集会所にはいかがかということでございますが、これにつきましては、むだとは決して申し上げませんが、やはりAEDを配置したときのAEDをお使いになられる方、あるいはその集会所の規模等々によりまして、今後研究しなきゃならんわけでございます。

今、我々といたしましては必要なところを、優先順位の中で取り上げているということでご理解をいただきたい、このように思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

AEDはそれこそ1分1秒、その機械があつて、だれでもが使えるような状態で、初めてそのAEDの効果が出るものと思っております。AEDの機械だけがあつても、それを使うための講習を受けてないとだめだということも承知しておりますが、地域の自主防災組織を、これから市の方では40%ぐらいまで上げていきたいという予定をしていらっしゃるけれども、その中で、やはり地域は地域で守る、地域がつながって守っていくということは大事なことだと思うので、ぜひ今後こういうお話が出たときに、それは難しいものでなくて、もし地域の方たちが2分の1の補助を出してもいいから、ぜひつきたいんだという要望があれば、それも1つの検討材料にさせていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

このAEDのことに関しまして、私どもの今一番の責務は、まず基本的に公共施設に配備は一応完了した。このようなことから、これは宝の持ちぐされにしないように、配備したAEDを多くの市民の方々からご利用いただけると言う語弊があるんですが、いざ事象が発生したときには、それがだれも傍観者ではなく使えるような形にするためには、私たちの責務は、まず講習会を開催し、そして多くの方から使っていただける方策をとるのが第一義と、このように考えておりますので、今ご指摘にございましたように、研修・講習会等を積極的に開催をしていきたいと、こう思っております。

そして、また後段のところでございますが、やはりみずからの命はみずから守るという姿勢も非常に大事かと思うわけでございますので、すべからく行政ということではなく、やはり地域は地域とした中でお取り組みいただければ、なお幸いかと思っておるわけでございます。ご提案の趣旨については、検討させていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

4番目の自主防災組織と行政との連携強化について伺います。

旧糸魚川地域の中で、中央区の皆さんはとても防災意識が高く、常に訓練をしたり、あるいは毎年、毎年参加、それから地域を挙げて、どういうふうにして地域の人たちが関心を持っていただけるかということでお借りしてきたんですけれども、中央区の避難所は糸魚川小学校、津波のときは市民会館前ですというふうに、自主的にこういうものを率先してつくっていらっしゃいます。

これはどういうことかという、ごみ箱のところに張られるそうなんですけれども、毎日の生活の中で自分はどこに逃げればいいのか。この場合はどこなのかということ組んでいきたいというお話をされていて、すばらしい取り組みをなさっているなというふうに思いました。各自主防災組織のこれから立ち上がっていく人たちの、すごくいい参考になるのではないかなと思っております。

それから、私の横町区でも今進行中なんですけれども、消防の団員の方にすごい協力していただいて、自主防災組織を立ち上げようと今頑張っているところなんですけれども、各地域にたくさんこういう組織ができ上がってきます。そうしますと災害時のときに、災害対策本部ができたときの情報収集というのは、どういうふうなシステムになっているかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

自主防と行政とのかわりにつきましては、先ほど市長が答弁を申し上げましたとおりでございます。いざ災害が発生し、災対本部が設置されるような事態になりました場合には、はっきり申し上げて我々行政の方では、なかなか手が行き届かなくなるのが現状でございます。

このようなことから、自主防災組織の皆様方から地域の災害情報というものを、我々市の行政が出前に行くんじゃなくて、やはり地域の方々自主防であろうが、あるいは行政区でも結構でございますが、地域の方々の方から地域の情報を取りまとめていただき、私どもの方に上げていただく。これが非常に期待するところ大でございますし、はっきり申し上げて災対本部を設置するような事態になりますれば、それほど市の方がきめ細やかな情報収集ができると思いません。

このようなことから、やはり自主防なり、あるいは地域の自治コミュニティの皆様方に期待するところが大きございまして、そのようなところの、ではどのような情報、細かなものをお教えいただきたいかということにつきましては、我々防災担当と自主防の皆様方の中で、そういうマニュアル的なもの等をお示しする中で、こんなことを言うてはあれですけれども、災害時には円滑な情報収集ができるようにしていきたい。その役割を担っていただきたいのが自主防であり、地域の自治コミュニティであると、このように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

実際に能登地震のときには中央区さんのように、こういうしっかりした防災組織の立ち上がっている人たちと、情報のやりとりというのはやられたもんなんじゃないでしょうか。区の方から上がってくる、あるいは災害対策本部の方から、そちらの地域はどうですかというような実践型と言いますか、そういうのはやられましたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

私も当日は災対本部に詰めておったわけですが、消防団なり、あるいは防災関係機関からも報告はいただいておりますが、ちょっと具体には中央区自主防さんから、具体の報告があったかどうかまでは、今のところは承知しておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

本当に各地域で盛り上がりを見せているこの自主防災なんですけども、まず、地域の情報というのは、必ず区長のところに上がって、区長が把握する中でというふうに動いていっているのがおおむねでございますが、そのときにライフラインがとまった場合の連絡方法とか、そういうものは検討されておりますでしょうか。

情報を早く災害本部の方へ入れたいんだけど、電話が全くつながらない。そうしますと、何を使うかというものができてるかどうか、この防災ガイドブックで、119番とか110番になってますけれども、実際のシステム化の中には、どういうラインを使って情報収集するかというところを検討されてますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

お答えいたします。

通信手段のライフラインが途絶した際の情報収集手段ということになりますと、これは理想形を申し上げれば、それぞれのところに、すべて無線機器等を配置するのが理想形でございますが、現実には、なかなかそこまでいかない。

まず、行政の方の災害対策本部の方の中では、それらの機器整備は努めていかなければならんと思っておるわけですが、やはり地域の方につきましては、原始的な方法かもしれませんが、私自身、阪神大震災の現場に行かさせてもらった経験からいたしました中で、やはり情報の一番の収集は、人の足と手であるというふうにお聞きしたこともあるわけですので、まずは最初、原始的なところでは、足と手と耳の中での情報伝達が、まず第一義かと思っております。その後、

理想形は、また将来に向けて検討していかなくやならんと思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

ありがとうございました。

今何で、しつこく質問してるのは、自主防災組織が今立ち上がっているものですから、実際じゃあそうなったときには、どうするんだろうねという話が今出てまして、情報は持っているんだけど、早く情報を教えて何とかしたいんだけど、そのときはどうなんだろうねという話のところにとまっている状態なものですから、今、吉岡消防長のおっしゃる自分の足と手であるということを明言されているので、じゃあそういうときには、だれだれは早くそこに走って行って、情報を伝達してくださいとか、そういう方法でやらなければいけないのかなと思っているんですけども、それ以前に、安全を確認したときは場合は、電話でおたくの何々区は大丈夫ですか、何々区はどうでしたかというふうにやられるかどうか、そののどこをもう一度お聞かせ願えると、ありがたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

今ご質問の後段の方で、電話等の連絡というふうにおっしゃったと思うんですが、私が先ほど申し上げましたのは、通信手段のライフラインが全く途絶した場合と、この最悪の事態を想定した中での答弁をさせていただいたわけですので、当然、その通信手段がどのような状態になるかは、災害の対応においては違って来るわけですので、やっぱりそのときそのときのケース・バイ・ケースの中で、使え得る一番最善のものをお使いいただく中で、ツールを選択していただいて情報を伝達したいと、こう思っております。

ただ、もう1つは誤解のないように申し上げたいわけですが、すべからく情報の収集は自主防なり、あるいは自治コミュニティだけに丸投げしておるという意味ではないわけですが、きめ細やかな情報を一番持っておられるのは、自主防であったり、自治コミュニティの皆さんであったりするわけでしょうから、災対本部がくみ取れない情報を出していただければということですので、私ども災対本部といたしましても、当然いろんな部局を網羅しているわけですので、その中でのあらゆる情報収集には努めることだけは、申し添えさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

3番（笠原幸江君）

ありがとうございました。

各地域で立ち上がっている自主防災組織を、これから組み立てをするときの大変重要な資料とな

とっております。

実は、新生クラブの政務調査で、5月29日の日に中越地震で全戸移動を余儀なくされた、復興に向かっている長岡市の山古志の方に、防災の視察に行っていました。

災害からもう3年になるんですけれども大変なつめ跡で、ただ、その中で自分たちの地域は自分たちで守るというすごい絆ですね、よく市長が言っておられる地域と地域がつながるといふ、その実態をかいま見ることができて、私たち糸魚川でも住んでいて安心、それから自分たちで地域を守るんだという、それからその生活の中で生きていくんだという、そういう力強いものを感じてまいりました。

口をそろえて、大地震が起きたときには自分たちの気持ちがもう暗くなって、もうどうしようもないと。あきらめにも似た住民感情があったそうなんです、今は生きるためのチームワークづくりが各地域でとても強く息づいて、これからなのかなと。まだ仮設に入られて、秋ぐらいまでには戻られるということで、ライフラインだったり、棚田の整備だったり、住宅整備が今進んでいるところでしたが、そういう意味でも地域の集落単位で頑張っていることは、私たち糸魚川に当てはめると自主防災組織ではないかなとっております。

日ごろからそういう地域、仲間づくりをしていきますと、災害が起きたときには山古志では、どここの母ちゃんは、今何時ごろだからどこにいるわねというような、はっきりした探す場所までわかるということをおっしゃられましたので、この自主防災組織をつくる過程で、地域がいろんな話し合いをしていくといいかなと。とても参考になる、本当にこれから糸魚川市でもそういう形をつくっていかれると、地域がこれ以上、まだまだつながって、つながっていくんじゃないかなとっております。

要望でございますが、自主防災組織が立ち上がっておりますので、連携強化について特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、笠原議員の質問が終わりました。

関連質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

2時5分まで暫時休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時05分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、甲村 聡議員。



〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。〔1番 甲村 聰君登壇〕

1番（甲村 聰君）

発言通告書によりまして一般質問を行います。

糸魚川市総合計画は、合併に当たってまちづくりの指針として平成16年5月に策定された新市建設計画を基本としながら、その後の社会情勢の変化や新たな市民ニーズへの対応などの課題に的確に対応し、発展させ、次世代に引き継ぐため糸魚川市のまちづくりの目標と施策の大綱を示すために策定された最上位計画であり、各種計画や施策の基本となる計画とされています。それを受けて各種計画が矢継ぎ早に策定されました。その各種計画が確実に実施されることは重要であり、かつ望むものであります。

今回の一般質問において、生涯学習推進計画と行政改革実施計画の2点について、市長の見解を伺います。

まず、生涯学習推進計画についてであります。

次世代を担う子供たちへの教育は大きな課題であり、また、あらゆる世代にわたり心豊かに、楽しく、充実した生涯を送っていただくための生涯学習の充実や、文化、スポーツの振興も重要であります。

一方、市民コミュニティの推進については、自分たちの住むまちは、市民みずから積極的に地域づくりを進めるという活動に対して、行政もしっかり支援していかなければならないと考えておりますとあいさつの中で述べられております。

そこで、次の事項について市長の見解を伺います。

(1) 地区公民館とコミュニティ組織等の機能や役割、並びにその連携について伺います。

(2) 生涯スポーツ活動の推進、並びにスポーツ推進体制の充実について、どのように展開されるのか、見解を伺います。

次に、行政改革実施計画（集中改革プラン）についてであります。

国は平成17年3月に、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を示し、それを受け、糸魚川市行政改革大綱推進計画を策定しました。その大綱、推進計画を具体化するこの実施計画が、平成19年3月に策定されました。計画期間は、平成19年度から3カ年とし、毎年、ローリングで見直しを行う。

庁内の取り組みでは、市長を本部長とした行政改革推進本部を中心に、すべての職員が一丸となって推進し、市民に対しては実施計画を公表し、理解と協力のもとで着実な取り組みを推進しております。

また、市議会との連携では、実施状況を定期的に報告し、連携しながら行政改革の推進に努めるとしております。この集中改革プランは実効性の向上した計画と評価するところではありますが、多くの課題も含まれております。

そこで、次に述べる各推進事項の今後の計画について、市長の見解を伺います。

(1) 事務事業評価の導入及び事務事業の整理・統合について伺います。

(2) 事務事業の民間委託の検討と適正な推進について伺います。

(3) 中・長期的な見通しに立った健全な財政運営について伺います。

(4) 職員の地域への貢献について伺います。

(5) 職場環境づくりの安全衛生管理について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

甲村議員のご質問にお答えいたします。

1番目の生涯学習推進計画のご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

2番目の行政改革実施計画についての1点目、事務事業評価につきましては、昨年度に総合計画の実施計画事業を対象として、事務事業評価の手法を導入し、段階的に進めております。

今後は、毎年度の実施計画策定時に、職員が各事務事業の目的と目指す成果を意識し、その事業の有効性や効率性などといった観点から定期的に評価することにより、事務事業の改善や整理、統合などの見直しにつなげてまいります。

2点目の事務事業の民間委託につきましては、庁内で民間委託に適する事務の調査検討を進めてきております。今後は、その結果をもとに、民間委託を推進していくことにいたしております。

3点目の中・長期的な財政運営につきましては、まず、中期的には総合計画を基本として、実施計画の作成時に、今後3カ年間の財政計画を立てて、毎年ローリングをしているところであります。

長期的には、国や県の動向、市の人口や産業構造の変化、税収や地方交付税の推移などを総合的に判断し、施策の方向性を見きわめる必要があると考えております。

しかし三位一体の行政改革や、地方分権が急速に進む現状において、数値的に推計することは大変難しい状況ではありますが、現在国会で審議中の財政健全化法案の定めています財政の健全化指数についても、中・長期的な推移を試算することで、より一層健全な財政運営に努めてまいります。

4点目、職員の地域への貢献につきましては、職員一人ひとりが日常におけるさまざまな市民活動への参加を通じ、市民の行政への考え方、見方を直接実感をし、これを職務に反映するよう指導しております。

5点目、職場の安全衛生管理につきましては、職員個々の能力を最大限発揮してもらうための健康管理を重点として取り組んでおります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

それでは私から、甲村議員の生涯学習推進計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目でございます。地区公民館は、本来、社会教育法に定められた事業を行うための機能と場

であります。当市では、この枠を越えたコミュニティ活動を含めた多くの活動を行っているのが現状であります。このことから、地区公民館をコミュニティ活動や地域づくり活動の場としていただく方が、より現状に近い形態になるものと考えております。

今後の公民館のあり方につきましては、現在、各地区、行政、あるいは公民館単位での懇談を進めさせていただいております。コミュニティ活動に主体を置いた形にする方向で、協議を進めさせていただいております。

現在の地区公民館の機能については、各種コミュニティ団体の活動の場として、また、相談や支援に応じることができるような組織に、転換を図っていきたい考えであります。

2点目の生涯スポーツ活動の推進、並びにスポーツ推進体制の充実、及び展開についてお答えをさせていただきます。

生涯スポーツ活動の推進は、1つ目には、市民の健康づくりや交流を図るためのレクリエーションスポーツの振興。2つ目には、競技力の向上を前提とした競技スポーツの振興の2本立てで推進することとしております。

スポーツ推進体制の充実につきましては、1つ目には、スポーツの多様化するニーズに対応するため、指導者の養成とその資質の向上。2つ目には、競技水準の向上を目指すスポーツ大会の開催と誘致。3つ目には、当面の目標でありますトキメキ新潟国体の開催体制の整備充実、この3本立てで、現在推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

2回目の質問に入らせていただきます。

まず、生涯学習推進計画について伺います。

地区公民館とコミュニティの組織の機能と役割ということで、小松教育長の方から答弁がございましたが、公民館につきましては、社会教育法で定められた活動です。それともう1つが、コミュニティの活動ということで、2つの分野があるわけで、その中での差異が公民館の主体事業、今までは活動を進めてきた、その部分につきましては、教育とか文化とか学術向上という部分が、ある面で規定されておりまして、その部分で地域に展開していくという活動が主たるものである。

それと今、教育長も言われておりますコミュニティを活性化したいという部分の中で、この部分を考えますと、3つの地区が今公民館の形態が違ってありますし、それをどのように統一化しているかという問題で、真剣に取り組んでおられておりますけども、ある面で公民館の活動という部分がしっかりしてないと、コミュニティとのぶれ、差異が、それぞれの職員間、また、役目に当たった公民館長、それから主事、副主事、そういう人たちのぶれにつながるんじゃないか。また、異動した場合という部分も出てくるんじゃないかという観点もありますし、しっかりと1つの枠づけ、意識づけ、またその部分の意識をきちっと持っていけるような主体がきちっと決まっていなくて、この部分がずれがあって、地域にまた問題を生じたり、摩擦を生じたりする可能性があるんじゃないかと、このように思うんですけども、その点についてどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課参事。〔教育委員会生涯学習課参事 渡辺辰夫君登壇〕

教育委員会生涯学習課参事（渡辺辰夫君）

地区公民館の役割とコミュニティの方向づけということだと思いますけれども、公民館につきましては、市町村ごとに必置となっております。社会教育法で規定をされた事業を行うということとされておりますが、今回の合併後の県内の状況を見ますと、公民館は合併前の旧市町単位ぐらいに1館を置いているという事例が多くなっております。

このことから本市においても、今後、公民館は市内に1つ、もしくはプラス2分館というような形で、公民館業務を担っていかなければならないのかなというふうに感じております。

ただ、事業の実施に当たりましては、公民館が企画、それから予算取りをしたものについて、現在検討をしております新しい組織の中で、委託等をさせていただいて、実施をしていただければというようなことを考えております。

ただ、これまで各地区公民館では、現実に公民館活動も行っていたいておりますが、どちらかと言いますとコミュニティ的な活動の方に軸足があったのかなというふうにも感じておりますので、現在、名称がどう変わるかというのは別の問題として、現実的にはこれまで進めてきていただいた事業を、進めていただくという形になろうかというふうに考えております。

3地域の体制の統一につきましても、午前中のご質問の中で伊藤議員にもお答えをしておりますけれども、当然、3地域ですぐれた点というものがあられるわけがございますので、そういったものを最大限尊重する中で、緩やかなと言うとおかしいんですけども、できる範囲を広く定める中で、各地域の公民館と言いますか、新しい組織で、どこの部分をじゃあ新しい組織が担うのか、自治組織はどこになるのかを、また各地区で議論をしていただく必要があるのかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

今、渡辺参事から答弁がございましたけども、中央公民館のスタンスで、中央公民館と2分館体制という話でありますけども、地区に戻りますと地区の公民館組織、今でも中央公民館と地区公民館という部分がありまして、そのような中で活動を進めているわけですね。

その中で、地区に戻りますと、その地区コミュニティと一体感という部分が求められる。そうすると、どの部分が包含されて、どちらが主体的になっているのかという部分で、やっぱり活動に、おのずとぶれが生じてくる可能性があるんじゃないかと。

だから地域になると地域コミュニティが主体的になって、公民館活動を行う。そうすると例えば配置された公民館長、主事、副主事がおった場合、また、職員から派遣される可能性も出てくる可能性も持っているんじゃないかと私は思うんですけども、やっぱり主体的になるものの軸足をぶれるという部分について心配が生じないのか、調整が可能なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課参事。〔教育委員会生涯学習課参事 渡辺辰夫君登壇〕

教育委員会生涯学習課参事（渡辺辰夫君）

お答えをします。

地区に戻ると言いますか、地区公民館では、コミュニティが包含されているというご意見だと思えますし、地区ごとにその取り組む内容が若干違っているというの、現実にあるのかなというふうに思いますが、これまで糸魚川地域の公民館には、お話のように主事も配置されておりますが、糸魚川地区の公民館の中にも、取り組み方にはいろいろな差があったというふうに感じております。

これが3地域ということになると、もう全く青海地域の組織と糸魚川の地域の組織というのは、大きく異なっているわけですので、こういった形で今後そこら辺の整合をとっていくかというのは、検討の中で一番重要な点ではないかというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

たびたび申し上げますけども、地区におきましては経済活動、いろんな事業展開が少し公民館とぶれる部分が地域コミュニティの中に含まれて、具体的に取組まれている事実があるという。それと公民館の今までの活動の部分の調整を非常にきちっとしていかないと、これから1市2町が合併しまして、それを統一した見解で進めるということで数年かけて、5年ほどという部分もあったわけですが、その中で、できるだけ早くというもろみもありまして、活動を進めてもらっておるわけですが、きちっと論議して、了解点に達していないと将来的に危惧される事象が起きてくる可能性があるのではないかと、このように思います。

その中で、やっぱりきちっと論議する場をつくっていく必要があるなと思えますし、その中では今回提案されておりますけども、糸魚川生涯学習推進委員会条例が提案されておりますし、その中では委員会が設置される方向だと。この中で、そのような論議がきちとなされるのかどうか、お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課参事。〔教育委員会生涯学習課参事 渡辺辰夫君登壇〕

教育委員会生涯学習課参事（渡辺辰夫君）

まず、公民館とコミュニティの役割をきちっとということですが、一応、先ほどもちょっとお答えをしておりますけども、公民館の業務については、今後、中央公民館が基本的には企画なり予算取りをする中で、こういったことをするかというようなことを決めていく必要があるのかなと。それをまた各地区に、そういった事業を取り組んでもらうために、公民館から新しくできる組織に委託をするというような形で、進めていただく形になるかというふうに思っております。

このことから今の各地区公民館につきましては、基本的に、みずからの館でやっていただく部分

は、コミュニティの分野を主として、コミュニティ、あるいは地域づくりについて一生懸命取り組んでいただくような形を、模索をしていただきたいなというふうに思っております。

それと、最後の生涯学習推進委員会での協議の進め方ということなんですけれども、基本的には生涯学習推進委員会の中でも、今後、新しい組織がこれまで以上に効果的に機能できるような方策等について、ご協議をいただきたいと思っておりますし、そこでいただいたご意見等を、またしつかりと反映をさせていただくということで考えております。よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

今の答弁であります。ちょっと私、混乱しとるかもしれませんが、ある面では中央公民館の組織をつくって、その中で事業計画、予算等を組み立てて、各地域のコミュニティ活動を中心にした組織体の中に依頼すると、このような形でまとめていきたいと、このように受けとめてよろしいわけですか。もう一度答弁をいただきます。

それともう1点、平成20年度に体制整備という予定が発表されておりますけれども、それについて実施可能かどうか、2点についてお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課参事。〔教育委員会生涯学習課参事 渡辺辰夫君登壇〕

教育委員会生涯学習課参事（渡辺辰夫君）

中央公民館は、あくまで社会教育法に規定された分野の業務について、例えば講座を組むとか、勉強会と言いますが、そういった社会教育法上6つの項目がございますが、そういうものの部分だけは企画等をするわけですけれども、各地域でコミュニティを進めていただく、地域づくりを進めていただく部分についても現時点での考えでは、これまでどおり各地区公民館に配分されていた予算というものは、必要となるのではないかというふうに考えております。

それから、平成20年からスタートできるのかということですが、現在、糸魚川地域10地区公民館に対する現状説明が済んでおります。その中では、あくまで現状の説明でございますので、まだこうなりますということの説明をしてございません。これからまたその素案づくりをしておりますけれども、庁内的に決裁を得まして、地元にご相談に上がると、これはお盆前後、お盆後になるかというような形で考えておりますが、そこでどのようなご議論が出るかによって延びるのかどうか。事務局としては20年からのスタートを目指して、今頑張っているということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

答弁を聞きますと、なおさらちょっと心配な面が出てくるわけですけれども、というのは旧糸魚川市ですけれども主幹体制ということがありまして、中央公民館の方にも役員を送ったり、そういう体

制があるわけですね。その部分が、ある面では地域コミュニティという地区公民館としての主幹体制、また中央公民館としての部分と、そういうことで一体的な活動をしてきたのが、旧系魚川市の活動なのかなという面を感じておりますし、その姿が今それぞれ3地区が取り組んでこられた特徴を生かしながらという意見を聞いてということになりますと、基本的な部分にまたぶり返されて、差し戻されてという部分が生じてくるのかなと。いろんな意見を聞きますと、そういう部分のぶれが、そしたらどういう形をつくるんかねという部分が、なかなか構築できんのではないかなと、こういう危惧をするのですが、その点については大丈夫ですかね、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課参事。〔教育委員会生涯学習課参事 渡辺辰夫君登壇〕

教育委員会生涯学習課参事（渡辺辰夫君）

議員にちょっと1点だけ確認と言いますか、系魚川市中央公民館というものは、現在、教育委員会生涯学習課にございます。系魚川地区公民館というのは、現在の横町にある系魚川地区公民館だということのご確認をさせていただいた上で、主幹体制というのは、現在、系魚川地区公民館における主幹体制のことかなというふうに思っております。

現在進めております新しい組織については、確かに系魚川地区公民館のように5,000世帯もあるような公民館もありますし、中には100世帯以下の公民館もあるんですけども、それをじゃあ系魚川地区公民館を分割してから議論を進めようとか、ちっちゃいところは統合してから進めようという話をしますと、これが10年たってもスタートを切れないんじゃないかということがございまして、現状のまま、要するに公の施設を使って活動されている公民館については、それをそのまま認める形での、まずスタートを切らせていただきたいということでございますので、基本的な部分をこれから皆さんにお示しする中で、やはり相当反発と言いますか、異論と申しましょうか、出ることは想像されますけども、またそれをしっかりと聞きをしてきまして、庁内で何らかの経過的措置等を含めて、とれるものかどうかということも検討させていただきながら、できれば20年からのスタートを目指したいということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

次に、生涯スポーツ活動と推進体制に移りたいと思いますけども、レクリエーションスポーツでは中高年を中心に、ゲートボールやグラウンドゴルフが活発に行われてきておりますし、また、将来を見通しますと、高齢化社会を迎えるという観点もありますし、その中でレクリエーションスポーツの推進は、非常に大切なのかなと。健康の増進も含めて活動することが、健康増進にもつながるという観点もありますし、そういう面では、今現在いろんな施設整備等、また環境等整備してもらっておりますけども、そのことについてはありがたいと思っております。

これにつきましては高齢者が30%を超えるというふうな事態になって、また、これがしばらく続くのではないかと考えられますので、この面について推進しても、いろんな施設設備を推進することが、非常に市民が自立した生活を送れる要素になるのではないかと考えられますけども、それについ

て、推進姿勢についてお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

甲村議員がおっしゃいますように、ますます今後、高齢化社会を迎える。その中で豊かな人生を送っていただく上で、やはり健康、そして日ごろの人生の張り合い。そういったことから、そういうレクリエーションスポーツに取り組んでいただくということは非常に大切でありますし、有効なことだと考えております。

そういったことで、そういったレクリエーションスポーツの普及を図るに当たりまして、やはり指導者の方々の養成、そしてそのレベルアップ、そういったことが非常に大切だと思っております。

今現在も非常に盛んに活躍していただいております、レクリエーションスポーツにかかわっていらっしゃる方々は大勢いらっしゃいます。非常に感謝を申し上げますけれども、そしてその方々から非常に多くの施設の設置要望、あるいは施設の充実といった要望がたくさん寄せられております。そういったことで、そういった要望にすべて本当はおこたえして、ますますその活動の充実を図っていただきたいわけですが、やはり市全体の行政の中で、それぞれ将来的な展望、あるいはその事業そのものの優先性、そういったものを考慮しながら精いっぱい努力してまいりたい。こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

ありがとうございました。

競技スポーツの方で見ますと、海洋高校や能生中学校の相撲ですね、それから糸魚川中学校の野球の活躍が最近目立っております。これにつきましては、すぐれた指導者がいることによって、成果があらわれている側面があるのではないかと思います。

その中で指導者の招聘や育成というものが、重要になってくるのではないかと。いろんな競技スポーツの質の向上も含めて、どのような手段をこれからとっていこうというふうに考えておられるか、お聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

学校教育における競技スポーツの負うところは部活であると、こう思います。しかし学校現場では部活担当者は、必ずしも体育教師ではございません。そこで子供の夢やあこがれ、情熱を教師がしっかり受けとめ、その熱意をもって地域との全面的な協力のもとで、一体的に取り組んでいくことが最も重要かと思っております。

そこで指導者の養成、確保につきまして、県のスポーツ振興の支援状況や他の仕組み等を調査研



究いたしまして、地域の実情に応じて活用できるのがありましたら、活用の方向を探っていきたい  
と思います。また現在、地域の人材の発掘について、人材バンク等も整備をしているところござ  
います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

すばらしい指導者がいると、子供たちが非常にその質も上げて、成果も上がるという事実が、い  
ろんなところで言われておりますし、間違いなく糸魚川でも、そういう部分が引き起こっている  
ということで、先生方にこれ以上、いろんなことをせえという部分の中ではしにくい。また、生徒数  
が減ってきたり、学生数が減ってくると、なかなかその部分の先生自体も少なくなりますし、専門  
分野でない部分の中で、部活活動が行われることが、現実的になってきとると思うんですね。

その中でもやっぱりすぐれた指導者というのは全国に、そしてまたいろんな競技スポーツを経験  
されたOBの方たちも存在しているわけですね。その分をどのように招聘してくるかということが、  
課題なのかなと思います。先生の中だけで内部解決でなくて、外部も含めてということですが、  
その展開について具体的な方向性を示していただければと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

もちろん私たちの情報源を最大に生かしていきますが、やはり地域と学校とのかかわりというの  
は深くございます。そこでの情報を収集し、私たちに上げていただくということも1つの方法かと  
思いますし、やはり糸魚川市はこのようにスポーツに力を入れているんだということを、県全体に  
私たちもアピールをしていきたいと、こう思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

次に、もう1点、大学等が実施するスポーツ合宿等の誘致に努めるという部分もあります。また  
そのことで交流促進、競技レベルの向上ということも学習計画の中にうたわれておりますけども、  
具体的な本年度の取り組み、近々の取り組みについて具体的な策があるのかどうか、伺いたいと思  
います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課参事。〔教育委員会生涯学習課参事 渡辺辰夫君登壇〕

教育委員会生涯学習課参事（渡辺辰夫君）

スポーツ合宿の関係でございますが、確かに生涯学習推進計画の中で、大学等が実施をするスポ  
ーツ合宿の誘致に努めることによって交流の促進、競技レベルの向上を図りたいということをや

っております。

具体的にこれまでの動きとしては、スポーツツーリズムというようなことで地域の活性化、それからジュニアスポーツの競技力の向上を図ることを目指して、ある大学にスポーツ合宿をしていただくべく招致活動を、県の地域振興局の力添えもいただく中でやらせていただいております。

今年度も一応、1つのクラブから来ていただけないかというようなことで、お願いをしたんですが、実現に至らなかったということがございます。さらにもう1つの部から、現在やるとしたら会場が確保できるかという打診がございまして、会場の確保については何とかなるのかなということで、あとは県の方でそこら辺をまた、我々も当然かかわっていかなきゃいけないわけですが、進めていきたいというふうに考えております。

このある大学というのは、早稲田大学でございますけれども、このほかにもまた違う大学からも、OBの方が現役の学生に働きかけをしたいので、パンフレットがあったら欲しいというようなことで、持っていかれたという事例もあるということでございますので、また今後に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

今ある大学ということの中で、具体的には早稲田大学という話が少し出ましたけども、過去にも早稲田大学のラグビー部が、夏季合宿を糸魚川市で実施したという事例も言われておりますし、今、野球に関しましては非常に神宮が燃えておる、早稲田のある投手によって非常に燃えておるということがあられるわけですね。そういうことで相馬御風先生もおられますし、出身校でもありますし、そういう面では早稲田大学という部分で、非常に密接な関係が生じてくる、関係性をまた結んでいける下地はあるのかなと思いますので、ある面では費用面の中で障害、あと施設的な部分の問題点も起ころうかと思っておりますけども、積極的に進めていただきたいと、このように思います。

次に移りたいと思います。

行政改革実施計画でありますけども、まず、事務事業の評価の導入及び事務事業の整理統合について伺います。

前年度に実施した実施計画事業の10%を対象に、検証評価を試行的に進める。また、実施計画上に計上している事務事業を、3年ごとにローリングして評価するということが目標の中に書かれておりますし、事務事業評価を進めると各種実施計画が大幅に見直されてくる可能性があるんじゃないか。その点について伺いたいと思います。

それと、またいろんな各種の実施計画が見直された場合、その周知が必要になってくるんじゃないかと、このように思うんですけども、周知方法についてもあわせてお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

事務事業評価につきましては、今、行政評価ということでP D C Aという行政評価のサイクルによりまして、計画、実行、評価、それから改善ということで、今やっておるところなんですけども、市の職員の方は前々から、計画、実行はずっとやっていたわけなんですけども、評価はなかなかしてこなかったということから、今回、初めて試行させてもらっております。

そういうことで、平成19年度の総合計画の実施計画の事業につきまして、昨年度、目的とか成果指標を設定させてもらったというものであります。今回は、その事業のうち10%を抽出しまして、それぞれその目的とか成果指標を実際に評価をしてやりたいと思っております。

ただ、これはまだ試行の段階で、段階的にやっておりますので、20年度でその事業をふやして、それから21年度もふやすということになります。したがって、これから2年、3年かけてかからないと、実際の評価が出てこないというふうに考えております。

そういう点では非常にゆっくりなんですけども、実際の実施計画の事業に、その辺を整理、統合などが反映されるのは2年後になると思います。そういうことで、まだもう少し勉強させてもらって、評価をさせてもらいたいと思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

1つの組織を構築していきたいと。定期的に検証し、点検すると。これは先ほど織田課長が言われましたP D C Aにのっとった、ひとつのこれにつきましては各議員がいろんな形で提言もされておりますし、指摘事項の中で取り入れていただいたということについては、非常にいいのかなと思っておりますが。

今、試行的だということですけども、そういう組織の構築の時期ですね、それと点検する期間、定期的に点検するということでありますけども、その期間についてどのように設定されていくのか、お伺いしたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

定期的な評価ですけども、これはやはり総合計画の実施計画、翌年度のものをつくる時に、まずその前に前年度の実施計画を評価をするということで、定期的に評価をしたいと思っております。毎年1回ずつです。

それでこの評価をしたものが、実際、実施計画の事業に反映するのは、もう2年ぐらい必要かなと思っております。その辺でちょっとあれなんですけども、もう少し職員の研修もしながら、よりよいものにしたいということで考えておりますので、お願いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1 番（甲村 聰君）

課長の答弁でありますと、少し時間がかかるのかなという答弁でありますけども、できるだけスピーディーに、その見直しが発表されていくことで、事業が非常に精査されて、市民に受け入れられやすい形ができるということを積極的に進める中では、少し具体的な事業展開が、評価で見直されていくのが、2年ほどかかるということでは、少しスピード感がないのかなと。

ぜひその部分は、縮めたためにその精査の部分がぶれたり、おろそかになったりということではなくて、精力的に進めながらスピード感ある対応をしていただきたいと思いますし、そのために職員の研修が必要だという答弁でありましたけども、本年度どのような研修をされるのか、お聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

職員の研修につきましては、昨年、その実施計画を策定する段階で、係長職を対象にしまして、行政評価の研修会を実施しております。それから今年度につきましては、この4月ですけども、逆に今度は評価をすると。昨年のを評価をすることということで、主査以上の職員につきましては、行政評価の研修会を行っております。以降、今後その辺の成り行きを見ながら、また研修をふやしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1 番（甲村 聰君）

きちっと見た中で、具体的な研修の精度を上げて職員の向上がなされることで、やっぱり検証とか点検の確実性が高まるのではないかと思いますので、今年度もぜひ精力的に取り組んでいただきたいと思います。

それで2番目に移りますけども、事務事業の民間委託でありますけども、これも事務事業の見直しという中で出てくるのではないかと思いますけども、多様化する市民ニーズや高齢者福祉の対応など諸課題が山積しており、民間にできることは民間にゆだねる。行政は公務でなければし得ない業務に重点化することは、まさしく重要であります。

民間委託について庁内で検討委員会を設置し、調査検討を進めておられます。平成18年度、継続委託業務の点検実施割合では、50%の実績がありますが、この庁内検討委員会で十分成果が上がると考えておられますか、お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田村総務課長。〔総務課長 田村邦夫君登壇〕

総務課長（田村邦夫君）

実際には、まず庁内委員会で検討をしながら、結局、それがうまく関連する市民の方々、あるいは第三セクターでありますと各会社、そういう方々との調整は、当然これは必要でありますし、そちらの方は時間がかかるだろうと、このように思っておりますので、そういったものを1つずつ積み重ねながら、段階的に図れるものから図っていききたいという形で進めていききたいと、このように思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

庁内検討委員会がだめだという言い方ではなくて、十分であるかということは、民間委託ということは民間企業がかかわる、また事業者がかかわるということになるわけですね。そうすると例えば職員間で、これが適切であるうということであっても、事業者が反応しないというケースも出てくる。そうするといろんな部分の中で、提案されてもフィードバックして、また検討してという部分で、速度がどんどん後ろに送られてしまう可能性があるんでないかという面で、庁内委員会だけで十分なのか、お答えいただきたいということで質問させていただいた。もう一度お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田村総務課長。〔総務課長 田村邦夫君登壇〕

総務課長（田村邦夫君）

甲村議員の言うとおりでございます。そういうことで、庁内委員会だけで進めようという形ではございませんので、甲村議員の言う形で、当然進めていかなきゃいけないと、このように思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

関連しますけども、その他の自治体で民間に委託して、成果を上げている事務事業についても参考にしていきたいということが、ここにも書かれておりますけども、いろんな先進事例ということでありましょうけども、そういうデータなり知見を十分お持ちなのか。その中で成果を上げているものについて、民間委託を進めていきたいという表現であろうと思いますけど、この点について十分データ等を持ち合わせておられますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

行政改革につきましては、国を挙げて集中プランということで、全国的に取り組んでおるわけです。それらの中でデータというのを公表しております。その中で、糸魚川市とほかの市町村はどうかということで比較をしながらやっておりますので、当然それらの取り組み状況というのは当市とどう

かということと比較して、さらに遅れているものはどうかということで、分析しながら取り組んでおります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

わかりました。

次に、3番目の中・長期的な見通しに立った健全な財政運営について伺いたいと思います。

実質公債費比率17%を目標として、財政運営を行うことは重要であります。税源移譲、国庫補助、負担金の地方交付税の見直し等不確定要素も多く、扶助費や公債費等の義務的経費の増加もあり、財政運営は厳しい状態になっていることは理解できると思いますが、財政運営上、新市計画等の主要事業に与える影響と見直し、どのような形が影響されて、見直しが必要になってくるのではないかと思うんですけども、その点について見直しをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

確かに中央財政については、年々厳しくなっております。そういうことで、当市につきましても財政計画、それからシミュレーション等をしながら財政運営をしてるわけですけども、先ほど実施計画のところ、3年間のローリングということで市長が申しましたけども、もう1つは昨年の総合計画の基本計画のときに、5年間のものをつくっております。ただ、それも5年間ですので長期とは言えないんですけども、一応5年間のものを計画をして、その中で事業と財源関係を調整しながらやっているということでありまして、

したがいまして、今のところ総合計画の基本計画に沿って事業を実施するというもので、財政運営もそのような形で対応してるというものであります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

実質公債費比率がこれ以上、上がらないような財政運営が基本だという中で、いろんな事業の部分が、今5年間の基本計画ということで、大幅な変更がないような答弁がありましたけども、いろんな各種見直し事業が出てくる。その中で、やっぱりある面では新市建設計画に載った部分が消えていくという部分が、具体的に出てくる可能性が十分にあると。この辺について、やっぱり公表等をどのようにされていくのか、お聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

実質公債費比率17.1%ということですが、その辺の今後の3年ほどの経緯につきましては、新年度予算のときに説明をさせてもらったと思っております。ただ、これからやはり中央財政状況全般どうなるのかということで、特にこの7月に19年度の地方交付税の普通交付税が算定されます。その辺の行方も見なきゃなりませんし、間もなくですけども、骨太の方針の19年度版のものが発表になると。そういうものを踏まえながら、じゃあ具体的に財源と事業との兼ね合いにつきましては、やはり平成20年度の実施計画の中で、その辺はきちんと調整をしたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

経常収支比率についてですけども、これにつきましては税収の向上により改善されるということが言われておりますけども、今現在の糸魚川市の経済動向についてどのように見ておられるか、お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

糸魚川地内の経済状況につきましては、私らはちょっと経済は専門ではないので、なかなかあれなんですけども、ただ、県内の経済状況ということで、県の方がときどき、3カ月ぐらいずつで発表しております。その点では、県内の景気については、それぞれ回復の動きに一服感が見られるというような、そういう表現のものはちょうだいしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

昨年度に比べて、本年度は税収がどのように増収になってくるかという部分については、非常に見通しが悪いかもしれませんが、16年と17年度について、どのように税収が増収になってきた。また、本年度はいろんな企業の方に聞きますと、思いのほか収益が上がるとという話もちらっと聞ける面もありまして、そのことをおつかみなのかなと思ひまして、お聞きしたわけでございます。改善されとるとすれば、何%ぐらいの税増収になるのかなということまで、お聞きしたかったんですけども、お願いしたいんですけど。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

税収につきましては、18年度と19年度の予算の関係で対比しまして、19年度につきましては対前年比18.5%の増ということで、予算を編成させてもらっております。ただ、ここにつきましては市税が上がったというよりも国税と市税のそういうことで、その辺の絡みがありますので、実際、景気の動向等でどれくらいになるのかということになりますけども、予算のときにたしか申し上げた数字では、税源移譲分が約6億円くらい、それから定率減税分が約8,400万円、それから景気回復の部分が3億4,000万円ほどということで市税全体が18.6%、対前年比10億円ほど増になっておりますけども、そういうような計算であるということで考えております。以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

4番目の方に移りたいと思います。

職員の地域への貢献について伺います。

職員の方々は職場を離れば、市民の一人の側面もあります。日常生活において地域行事等に積極的に参加して、市民の見方や考え方を実感することは重要であります。

市民の提言や得た有用な情報について、職員提案として提案されているということでありますが、具体的な例を、できればお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

個々の具体的な例というのは難しいわけですが、職員は消防団をはじめいろんな地区の役員をしたり、いろんな活動の中で参加をしているというふうに認識をしておりますし、市長もこれまでもいろんな機会があるごとに、このことを訴えてきてます。

今市長は市政懇談会で地区を回ってまして、それらも地元の地区へ行ったときは参加して、周りの人がどんな発言をしているか聞いて、それらをまた違った面から情報として企画の方へ集約するということも話しておりますので、そういう点では職員を使って、また情報を集めるのも1つの仕事かなというふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

例えば新しい事業を、本年度はさんさん子育て事業ということが、新たな若手の職員から提案さ



れて実施に移される。これは小さなソフト事業であります。これについては多くのマンパワーが必要なわけですね。そういう面では、地域との接触、または企業との接触という部分が、非常に役に立つのではないかと。こういうものが地域への貢献、また接触感、いろんな意見を聞いてこれる大きな場になるのではないかと。これが大きな具体例になるのではないかと私は思うんですけども、その点について、部長、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

総務企画部長（本間政一君）

今回取り組んでおりますさんさん子育てについては、約160名の職員が、それぞれの地域分担をして話をしております。いろんな職種のところへ行って、じかにお話をするわけですので、お叱りをこうむったり、あるいはいい制度だといって帰ってきたり、景気の話の聞いたり、小さいところから大きいところへ行くわけですので、いろんな話を聞いてきております。そのことが企画の方へ集まっていますので、そういうことが一番大切なのかなというふうに思っていますし、そういうことをまた積極的に多くの方から出ていただいた機会になったのかなというふうに認識しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

職場環境づくりの方に移りたいと思います。

安全衛生管理について伺います。

合併により職員数の増加によるストレス、また、職場は仕事の場でもありますが競争の場でもあり、それからの生じるストレスからは、逃れることはできません。その点、毎月開催している職員健康相談について、内科領域の相談体制に加えて精神科医師を、健康管理医として委嘱したことは評価に値します。

職員の健康障害による職場離脱は、行政組織の損失であります。その損失をできる限り抑えるため、小さなことでも相談できる職場環境、職員間のコミュニケーションの推進に取り組んでいく必要性があると思いますけども、いかがお考えでしょうか。お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田村総務課長。〔総務課長 田村邦夫君登壇〕

総務課長（田村邦夫君）

職員の健康管理というのは、当然図っていかなくちゃいけませんし、特に合併という大きな節目を越えてまいりまして、なかなか心のケアが必要な職員も確かに現実にあります。そういったものについては、当然、ケアしていかなくちゃいけないわけでありまして、それについては先ほど議員がおっしゃるように、精神管理の先生もお願いをし相談業務を行っております。

また、職場環境では、それぞれ所管の課長を筆頭に職場内の環境について、働きやすい環境づく

りというようなものをお願いしておりますし、また、例えば時間外におきましても、そういった毎月の管理を行ってまいっておりますし、そういう全体の中で職場環境の改善を図っていくということで考えて、進めておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

甲村議員。

1 番（甲村 聡君）

この行政改革実施計画の集中改革プランが多岐にわたっております。この部分がきちっと目標が設定されて実施されると、非常によくなるのではないかという内容が、大分ありますけども、多岐にわたっておるわけですね。このことを確実に実施をしていただきたいということと、確実に実施できるための手法をきちっと使って、職員の中で精力的にこの取り組みをお願いしたいということをお願いしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、甲村議員の質問が終わりました。

関連質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

3 時 2 0 分まで暫時休憩いたします。

+

+

午後 3 時 1 0 分 休憩

午後 3 時 2 0 分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、野本信行議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。〔27 番 野本信行君登壇〕

27 番（野本信行君）

27 番、野本信行でございます。

発言通告書に基づきまして、3 点質問を行います。

1、市内各産業育成事業の取り組み状況と成果について。

合併後、2 年間が経過し、米田市政も後半に入りましたが、糸魚川市の発展に欠かせない最大の課題である少子化と若者の定住対策、高齢化と団塊世代の継続的な活力の維持、向上に向けた事業推進の中で、下記分野での具体的な取り組みと成果、今後の事業計画についてお伺いします。

- (1) 農業政策について。
- (2) 水産業政策について。
- (3) 商業政策について。
- (4) 工業政策について。
- (5) 観光事業政策について。

## 2、情報基盤整備に向けた庁内検討状況について。

先送りとなっている情報基盤整備については、市長より経過と検討手順の問題等説明を受けておりますが、この際、タイムスケジュールを明確にすべきではないかと考え、現在の庁内検討状況をお伺いします。

- (1) 結論を出す時期について。
- (2) 市民ニーズの集約について。
- (3) 広報難聴地区対策について。

## 3、姫川病院閉院に伴う今後の地域医療の強化策について。

姫川病院は6月30日をもって閉院となりますが、その原因、これまでの病院経営のあり方など問題指摘するところが多々あるところでありますが、姫病閉院後の地域医療体制の確立に向けてどのような施策を構築していくのかお伺いします。

- (1) 救急医療体制の堅持について。
- (2) 閉院後の施設再利用策について。
- (3) これまでの関係施設への巡回診察、企業などの定期健康診断の体制確保について。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

野本議員のご質問にお答えいたします。

1番目の各産業育成事業についての1点目、農業施策につきましては、中山間地域等直接支払制度の実施や、本年度から始まる農地・水・環境保全向上対策による共同活動に取り組んでおり、特に、中山間地域への貢献は多大なものを受けとめています。

今後も、持続的な農業生産活動の体制整備や地域活性化に向け、支援をしてまいります。

2点目の水産業政策のうち特産の事業化につきましては、関係者の大変な努力により紅ズワイガニが広く知られており、甘エビ等も好評を得ております。

また、能生地域では、漁業者、農業者、海洋高校が一体となって、メギス等のつみれ缶詰と野菜やコシヒカリをセットにして販売をいたしており、親不知漁港では真コンブを養殖し、ピアパークで販売をいたしております。

今後も特産品の開発に当たり、漁業関係者等と連携を図りながら、水産業の振興に努めてまいります。

3点目の商業政策につきましては、郊外及び市外への買い物客の流出により、中心市街地での商業活動が低迷いたしておることから、少しでも足を運んでもらえるよう商業関係者、商店街関係者、

地域住民、商工団体と連携をいたしまして、各種事業によりますにぎわいづくりを取り組んでおります。

今後も多くの方から中心市街地で買い物をしていただけるよう、便利なまちを目指し、関係者と研究を重ねてまいります。

4点目の工業政策につきましては、既存の市内企業の活性化、市外からの企業誘致及び新たな創業による新規企業の創設の3点を重点に、振興策を実施しております。

具体的には、企業訪問を専門に行う職員の配置、用地取得や人材育成、研修等への補助金の交付、企業の人材確保のため、企業説明、面談会の実施等に努めております。

5点目の観光施策につきましては、ホームページ、新聞、雑誌等のマスコミ、及びチラシ、パンフレットを利用した市内観光地の紹介を行い、また、祭り、イベントに関する情報発信による誘客宣伝活動に力を入れ、入り込み客の増加を目指しているところであります。

2番目の情報基盤の庁内検討状況についてであります。1点目の結論を出す時期、及び2点目の市民ニーズの集約につきましては、現在、各地区で行っております市民懇談会等において、地域情報化についての現状と保留の理由を説明をし、ご意見をお聞きいたしているところであります。

なお、国の進める地上デジタル放送やブロードバンドなどの環境整備とも関係しますことから、国の補助制度の動向や合併特例債の採択条件などを把握し、できるだけ早く方向を出したいと考えておりますが、現時点では、時期やスケジュールをお示しするまでに至っておりません。

3点目の防災行政無線の難聴地区への対策につきましては、希望世帯に戸別受信機、防災ラジオをあっせんする予定であり、7月中に住民への周知を行い、希望者の取りまとめを行うことといたしております。

3番目の1点目、救急医療体制の堅持につきましては、姫川病院閉院後も、現在、救急医療体制に変わりはありませんが、救急医療体制を維持するため、引き続き医師の確保を最優先に取り組んでまいります。

2点目の閉院後の施設の再利用策につきましては、当市の人口減少率や高齢化率の上昇は避けられないことから、私といたしましては診療施設と老人保健施設として、糸魚川総合病院の連携をいただき、姫川病院施設を活用していきたいと考えております。

今後、推移を注視するとともに、管財人の許可を得て、早期に積極的に対応してまいります。

3点目の関係施設への巡回診療、企業などへの定期健康診断につきましては、基本的には各実施者が糸魚川総合病院にお願いすることになると思いますが、同病院への負担が過重とならないよう、配慮をする必要があると考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。

27番（野本信行君）

1点目から順次、幾つかの再質問をさせていただきたいと思っております。

5つ市内の主要事業を列挙して、今、主要な経過、あるいは成果を市長の方からご答弁をいただ

いたわけでありますが、いろんな意味で深く考えますと、現状で決して満足してはならないという私は客観的な状況、背景に、当市は置かされておるのではないかと、このようにまず基本認識として持っております。

それはなぜかと言いますと、今の企業数、何社あるか正確な数字はわかりませんが、このまま継続的に、発展を可能とできるかどうかという問題があります。それは地域内の事業のボリューム、それから担い手、それから就業者数、こういった条件が今後もうまいことバランスが取れて継続されているかと、こういうことになりますと甚だ疑問と言いましょか、むしろ懸念をせざるを得ない、このように思います。

それから、もう1つは経済的な背景として、地域の経済関係者の方々が等しくおっしゃっておるのは、他の地域と違って当地域は、幸いにも新幹線工事、港、それから道路整備、こういった公共事業の大きなプロジェクトがこの地域にある。すべてが地場産業の皆さん方に恩恵ということではないんですけども、外部から大手が来る場合もありますけども、少なくともそういう今置かれた環境がありますが、最終的に、新幹線開通という1つの時期を境にして、当地もよほどのことがなければ、今のような大型プロジェクトというものがあるかないか想定したときに、私は厳しいのではないかと。

こういったことをもろもろ考えてみたときに、当然、私は地場の事業者の皆さん方は、十分そういうものを念頭に置かれながら、日々、将来に向けて我が社の経営はと、我が社の事業はと、こういうことにご努力されて研さんを積まれておると、こういうふうに思うんでありますが、そういう企業の努力と並行して、行政としてときどき最大公約数、政策的にどういう支援が可能かと。こういうことをやはり行政も常に地場産業の発展ということの裏にある、何遍も申し上げますが少子化、あるいは人口減、こういったものの打開策として産業の発展という関係の中で、私は真剣にとらまえていっていただきたいと。

こういうことで、まず基本としてそういう認識について、市長のご見解を改めてお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

当然、もうこれで終わりと私は思っているわけではございません。非常に今いろんなところで住民の皆様方と、そしてまた企業の方々と手を携えて、いろんな問題を取り組んでいこうという緒についたところだと思っております。

そのような形の中で、今少しずつ動き始めたというのを私は実感しておるわけでございまして、これが始まりだと私は思っている次第でございまして、これからの新しい糸魚川市のまちづくりを、1つずつ積み重ねていくことが大切と思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。

27番（野本信行君）

5つ列挙しておりますが、それぞれポイントだけ少し所管の課長さんにお伺いしてまいりたいと思います。

農業政策に関連いたしまして、掌握されておる範囲で結構でございますが、時系列的に田んぼの耕作面積の推移をお聞かせ願えればと思いますが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

早水農林水産課長。〔農林水産課長 早水 隆君登壇〕

農林水産課長（早水 隆君）

お答えいたします。

議員ご承知のとおり、糸魚川市は中山間地を非常にたくさん抱えておりまして、中でも特に耕作不利地があるものですから、非常に農業者がどんどん減っているのが現状でございます。

ちなみに農業生産でいきますと、平成7年では2,294ヘクタールであったものが、今は平成17年、2年前の段階で、530ヘクタール減っております。端的に10年間で530を割りますと年間で53町歩が減っておりまして、53町歩減っている中では、すべてが耕作放棄地ではございませんけれども、公共用地なり、あるいは個人の宅地の埋め立て、そういったものもあるかと思っておりますけれども、そのうちの約70%ぐらいが耕作放棄地という状況でございます。そんなことで、耕作放棄による農地の減少が非常に目立ってきておると、それが年々続いているという状況でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。

27番（野本信行君）

2つ目に、今新聞等で、私としては新しい表現なんですけど、「限界集落」という言葉が盛んに出てくるわけですが、一定の基準を満たしているか、以上のところを、この限界集落というふうに称しておられるようですが、一般的な限界集落の基準に伴って、当市で言うならばどのくらいあるのか、比率として。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

最初に、「限界集落」という言葉なんですけども、ある大学教授が提唱したものなんですけど、行政としては使っていませんので、また非常に誤解の生じる言葉ですので、できましたら高齢化が進んでいる地区ということで、表現をさせてもらいたいと思っております。

そういうことで、65歳以上が50%以上を占める、高齢化が一応進んでいる地区ということで、今、地区の数なんですけども、いろいろ集落単位とか、いろんな行政単位ということであるんですけども、今のところ全市では、171ぐらいということで見込んでおります。その中で65歳以上が50%以上を占めるのは、今のところ39ということ、数字的にはそのように把握をしてるというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。

27番（野本信行君）

では、ここ2、3年の間に、地元の企業の皆さん方が、企業営農と言いましょうか、そういう形で休耕田の有効活用とか云々ということで、1、2あるかと思うんでありますが、その辺の現状と、現在での将来、さらに拡大基調にあるのかないのか、そういう見通しをどのようにとらまえておられるでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

早水農林水産課長。〔農林水産課長 早水 隆君登壇〕

農林水産課長（早水 隆君）

お答えいたします。

休耕田につきましては、耕作放棄地と同じように、そういう形になりますと、当然、水源の涵養と言いますか、自然のダムがなくなるという形になるものですから、極力皆さんからそういったものを使っていただきたいということでございまして、糸魚川市の中では今現在、高倉地区で、そういったものをやっておりますし、また、各地区でも結構、利用して山菜をつくったり、あるいは園芸の関係をやっておられますし、いろんな面で利用させてもらっている、これからもまたどんどんと農業だけ、水稲だけではとても無理なものですから、そういった園芸関係に力を入れる中では、当然そういったものは必要になってくるし、進めていかなきゃならないように思っております。

企業から農業参入ということでございますけれども、糸魚川市では今現在、小田島建設さん、農業公社、それから企業でございせんけども、メモリアルホーム「みずほ」さんですか、その3社が参入されておられまして、各地区で頑張っておられるわけでございますけども、これからもそういった建設業の皆さんについては、いろんな機械も持っておられるわけでございますので、いろんな面でノウハウもあるわけでございますので、これからも農業参入をしていただきたいなというように思ってます。

そのほかにも4社、5社ほど、違った意味で、また参入をしたいという計画を持っておられる業者がおります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。

27番（野本信行君）

当地域は面積的には非常に広いんですけども、従事者が今ご説明あったとおり、だんだん減少化基調にあると。したがって、新しいやはり時代にマッチした構想のもとで、最大限、市の方からもノウハウの提供、支援を最重点にして、いろいろ関係者と協議を重ねていただいて、先ほどの説明にありましたが、もろもろ含めた自然の確保、農業を通じた自然の確保、こういう観点で、ぜひひとつ市のお力添えを發揮していただきたいと、このように要望しておきたいと思います。

2つ目の水産業でございますが、今市長のご答弁の中で、地元産の魚等を中心にして、養殖等も

含めて一生懸命展開されておるといことであります。

私はそういう事業とあわせまして、一方で、海は約40キロでしょうか、沿線、その中に漁港が10近くございましょうか。そういう意味で、いろんな復旧事業等も含めて、かなりの投資をしております。そういう投資効果というものも、ある程度地元の責任において確保を発揮させていくと。そういう観点から、地面にある野菜、その他も含めて結構でございますが、総合力をこれも発揮していただいて、水産業を中心として、それに付随するものを、付加価値を高める材料に加味していただいて、これもぜひ発展をさせていっていただきたいと思ひます。

3番目の商業政策でございますが、これもこれまでいろんな場で、いろんなご意見が出されておるわけでありまして、特に、新幹線がらみで駅北、駅前の中心街、さて最終的にどのような方向で展開されていくのかと、こういうことで市民の1つは注目したい、こういったものもあるわけでありまして、いかんせん、今あそこの現状を考えたときの最大のネックは、駐車場の確保ではないか。若い人はどちらかと言うと、イベントみたいなものには折々、年何回かのイベントには参加されておるようでありまして、通常の買い物は上越、富山、あるいはそれよりちょっと下がるものは、大系線沿いの郊外商店街に行っておられると、その最大のネックは駐車場であると。駅そばのヒスイ王国館にありますけれども、あそこに置いて下車して、そして一渡りしてまた戻ってという、そういう前向きな若者は、残念ながらあまり見当たらない。

そういうことを考えますと、市に必要な駐車場を確保せよということは、これは到底無理な話であります。裏返せば、地元の商店街の関係者みずから十二分に協議をされて、一定の面積を確保すると。その上で市に、こうこうこういう点で、こういうところで支援願えないでしょうかと、より具体的な提案型のものが、私は1つ駐車場対策として必要なのではないかと、それをまた指導をしていくべきではないかと。

2つ目は、イベントを年何回かやっておられますが、私は今現在はイベントで終わるとするのはないかと。さっきも申し上げたとおり、365日とは言わないけれども四季折々、年4回、あの口の方で商店街に、少なくとも市民の方々が年4回ぐらい足を運べるような、そういうやっぱり町並みに、店並みにしないと、私はなかなか難しいんじゃないかと。

だからじゃあ具体的に何ができるかということは、なかなか素人で申し上げられませんが、これまでどういう視点で、いろんな検討を重ねてきておるかわかりませんが、そういうやはり新しい発想点をお互いに出し合って、率直に出し合って、その上で解決策を目指していくという、そういう姿勢が、指導が、行政に必要なのではないかと。このように思ひますが、ご見解を賜りたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田鹿商工観光課長。〔商工観光課長 田鹿茂樹君登壇〕

商工観光課長（田鹿茂樹君）

お答え申し上げます。

野本議員おっしゃるとおりでございますが、今後は商店街の皆さんと市行政を含めまして連携をしながら、いかに地域の商店街を盛り上げていくかというのは大事だと思ひます。

まさに今、野本議員の方は、駅北の方をお指しになっておりますので、それを中心にお話を申し



上げますが、駐車場対策も当然のことながら、十分対応せないかんとと思いますが、地元の商店街の皆さんからも、今は交通規制の関係で、駐車禁止対策の方への助言と支援をしてもらえないかというお話をいただいております。

それから、まちづくり交付金との関係で、駐車場の関係については、そちらの方で今整備を進めるような手はずで動いているようでございますが、それについては私は担当課ではございませんので、何とも申し上げられませんが、あと商店街の活性化のために、イベントなどへの助成もお願いしたいというような意見要望をいただいております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

神喰建設課長。〔建設産業部次長建設課長 神喰重信君登壇〕

建設産業部次長建設課長（神喰重信君）

まちづくり交付金の担当ということで、中心市街地の活性化の取り組みについて、若干お話を申し上げたいと思います。

昨年度から駅北まちづくり実行委員会というのを立ち上げまして、主にソフト事業を中心に取り組んできたわけでございます。先ほど議員さんの方から、イベントで終わっているんじゃないかというようなお話もございましたが、とにかく町中に多くの人に出歩いていただきたいということから、イベントを中心に、あるいはおまんた市等、定期市を中心にしまして、取り組みを進めているところでございます。

ご指摘の駐車場対策でございますが、常設の駐車場については議員さんのおっしゃるとおり、やはり市だけではできませんし、また、商店街、あるいは地元の皆さんの協力等で検討を進めることになるかと思いますが、まだ具体的に常設駐車場の計画はございません。

田鹿課長が申しましたとおり、とりあえず駐禁対策ということで、これまで5回にわたりまして関係者間の協議を進めております。警察からも入っていただきまして、とりあえず社会実験で一部開放する形で、当然、開放するにはルール、モラルを守っていただく必要がございますので、その辺をよく取り決めをした中で、社会実験をするということで進めておりまして、その結果を見ながら、対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。

27番（野本信行君）

新しい活力のあるまちづくりに、いろいろ関係者はさらに知恵を出して協議を積み重ねていただきたいと、このように思います。

4番目の工業政策でございますが、特に私は新規誘致の関係で、これまでもどなたも機会をとらまえてご質問されておるわけなんです、本市において本当に新規企業誘致が可能なのかどうかという、この基本をまずお聞かせ願いたい。

ということは、これまでの先例地での進出した企業の3つの要件のあるうち、最大の決定ファク

ターが、自治体による補助金等の金銭支援よりも、自分の事業化に向けて本当に必要な用地があって、しかもその用地が安価であるかと、安いかと。広さ、安さ、これが最大のポイントだそうであります。

あとは参考まででございますが、交通のインフラ整備が整っておるのか、あるいは行政側の補助金とか税制などのインセンティブが比較的いいと。そういうものが、さらにプラスアルファとして決定ファクターに入ると、このように聞いたことがあります。

そう言いますと残念ながら当系魚川市は、平地部、平野部におきまして、山間地はたくさんありますが、平野部が狭い。逆に道路インフラ等につきましては、高速道路があります、それから港もあります。ただ、残念ながら物流の判断材料になります、来られる企業にとっての市場地が、遠いのか近いのかというような問題があると思うんでありますが、そういうような側面から考えますと、今後もいろいろと企業誘致に向かって専任者も配置されて、一生懸命努力されていくことというふうに思いますが、やっぱりそういう視点も念頭に置きながら、新規誘致というものにひとつ考慮を入れていただきたい。

そこで私がもう1つお聞きしたいのは、むしろ地場産業の皆さんの中で、ひところはやりましたんですけども異業種交流、異業種による新しい産業、企業化、こういったような視点で今おられる1,000社近い企業の皆さん方の英知を結集して、何かここで新しいものが皆さんの力でできないのか。そういう方向でいろいろ議論してみるのも、私は裁量の策ではないか、選択肢の1つではないかと思うんでありますが、異業者交流からの新規企業化、この辺につきましては、現在、行政の中で、どのようなご認識、あるいは外部団体との協議等の中で、どのような議論がされておるか、

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

田鹿商工観光課長。〔商工観光課長 田鹿茂樹君登壇〕

商工観光課長（田鹿茂樹君）

お答え申し上げます。

異業種の交流というお話でございますが、この6月5日に市内の異業種と言いますか、企業の若手の皆さんがお集まりになりまして、25人で糸魚川ものづくりネットワークというのを発足をいたしました。これには発足まで市の行政もかかわっておりますし、発足後も我々としては側面的な支援をしながら、企業の皆さんの情報の交換の場と、そこから生まれてくる提案を、何とか県などにつなげていきながら、バックアップをしていきたいと考えております。

今後さらなる発展を我々は望んでおりますし、そのためには我々担当課としても、精いっぱい側面支援をしてまいりたいというように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。

27番（野本信行君）

ぜひひとつ一層の努力をしていただきたいと思っております。

5番目の観光政策につきましては、これも時おり本議場でも出されておりますので、あえて私は

繰り返して申し上げますが、せっかくある貴重な観光資源を、もう少しきちっとルート化して、マップ化して、そして効率的なPRをいま一度見直しをしていただいて、より効率的で目を引くような、そういう宣伝活動に心がけていただきたい。ささいなことでありますが、例えば市内の各企業を出歩いていただいて、こういう観光事業所があります、行ったことがありますかと。

例えば職場で何かやるようなときに、どこそこを1つのターゲットにして行って、少し職場のテーマをやりながら、昼、そこでおいしいものをつくって食べるとか、あるいは温泉に入るとか、そういうようなことを地元でまず少しずつ周知して、拡大をしていって、それが口コミで、私であれば遠方の友達に、ここがいいぞ、来んかと。そういう口コミによるPRと、行政の支援、あるいはインターネット等によるPR、いろんなPRの僕はコースがあると思うんだけど、口コミのPRということについても、ぜひご一考をいただければというふうに思います。答弁は要りません、ちょっと時間が迫ってまいりましたので。

次、大きい2番目に入ります。

これはまず結論から申し上げます、私は少なくとも合併して3年目に入って、合併前からの大きなテーマ、課題であった、この情報基盤の問題であります。

したがって、3年目に入って、まだ先が見えませんが、わかりませんが、これでは困るなという意味で、あえてタイムスケジュールを明確に示して、それを示すことによって、まず市民が関心をお持ちになる。ならば、自分はどのような情報提供を受けたい。そういったものが具体的に市民懇談会であれ、何かで説明に行かれたときに、関心のある市民は出かけて、ちょっとこうこうなんだけど、私の場合ならこうだとか、うちの地域ではこうだとか、具体的なご意見等も反映されていくのではないかと。多分、私は今の懇談会では、行政サイドの一方的な現状説明で終わっておるのではないだろうか。それこそ先ほど、ほかの方からも出ておりましたけど、市民コミュニケーション、その段に至っていないんじゃないかと、本問題に関して。

そういう観点から、あえて結論ありきではありませんけども、例えば20年度の夏までに供用開始します。そのために逆算をしていったときに、こういうことはこの時期に、ああいうことはあの時期に必ず消化して、次のステップに向かっていかなければならない、これがタイムスケジュールなわけですね。普通、事業化するときの完成までのシステム化というものは、常識的に、そういうもんだというふうに私は認識しております。

そういう観点で、3年目に入って私はあえてこういう質問を投げかけたわけですが、結果的には、まだ諸事情があって、また新しい技術との関連もあってしばらく先にと、こういうことでありますけども、ぜひひとつ年内の早いうちに常任委員会でも結構、次、9月、12月と議会があるわけがありますけれども、そういう所定の場所で、いつときも早く明確な方針を打ち出していきたい、このようにお願いいたしますが、その辺につきましていかげしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今ほどの冒頭の答弁でお答えいたしましたように、まだまだいろいろと始まったばかりで、住

民の皆様方に説明をいたしておるところでございます。そういう中で、お話をさせていただいておりますが、皆様方の参加を多くしていただくための私は時期ととらえておるわけでございまして、その辺もお話をさせていただきながら今おりますので、いましばらくこの時間をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。

27番（野本信行君）

本問題につきましては、特別委員会が設置されました。その中でも十分議論として、前に進むような議論ができるような対応を、ぜひ行政サイドとして十分なる庁内検討を前進させていただきたい、このことをお願いを申し上げます。

3番目につきましては、7月中に希望をとるということでございますので、そのとおり漏れなく今回は実施をしていただきたい。前回、私が質問したときに、新年度早々に着手しますという話が延期になっております。二度あることは三度あるということわざもありますが、決してそういうことのないように関係者に、あるいは関係地区に対して希望を取りつけて、早期に配備できるようにお願いをしておきます。

最後に、3番目でございますが、大変難しい課題に対する質問でございまして、私の方の質問は、極めて抽象的な質問になるかと思いますが、ご答弁の方は極力、明快な答弁をひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

1つは、救急医療体制の堅持についてでございますが、先ほど市長の中にも、何とか現状を維持していきたいということではありますが、言いかえれば、今度は糸病1つの拠点の中で、何とか365日24時間の救急医療体制をしていかないかん。もちろん開業医の応援もいただく前提であります。それが果たして7月以降、可能なんでございましょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

救急医療体制の堅持について申し上げます。

ことし4月から姫川病院は、医師不足等により救急医療体制に参加しておりません。このため先ほどの補充体制ということではありませんけれども、1次救急は医師会と糸魚川病院で、特に週4回は、市内の開業医が糸魚川病院に出向く体制をとっております。2次救急は糸魚川病院だけになりましたので、救急担当の医師の負担が重くなっております。

このため姫川病院の医師も含め、地域に医師を確保することが一番重点だということで、それに取り組むとともに、また軽症でも、休日・夜間の救急医療を利用する人がふえております。こういうことも、これからの救急医療を成り立たせるために重要な要素でありますので、市民の理解と協力もお願いをしながら、体制の維持に努力してまいりたいと存じます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。

27番（野本信行君）

今の答弁と関連して、ちょっとご質問させていただきますが、市長を中心にいたしまして医師確保という観点で、富山、あるいは新潟のそれぞれの関係大学に協力要請等で、汗を流していただいておりますわけですが、結果をしますと、糸病1カ所だけの過密な救急体制の緩和のために、医師の増員と、こういう観点でお願いに行っておるんでありましょか。

それとも、それはそれとして、糸病の方の責任において、医師の必要確保をするけども、姫病がなくなった後の絶対数の中で、何とか新しいその施設利用。今の病院の後、どういう形になるかわかりませんが、そこにお医者さんを何人かでも配置できるようにという、そういう視点での医師確保のお願いに行っておられるのでしょうか。あるいは総体的な中で、糸魚川地域は医師不足だからひとつ協力願いたいと。この3つがあると思うし、一番最後のやつはどちらともかわるということであれば、強いて言えば2つということになります。その辺、市長のご見解を。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

今、医師確保という形の中におきましては、姫川病院が閉院になるために富山大学から派遣をされておられるわけでございますので、何としましてもやはりこの地域に医師を確保したいためのお願いに行っておられるわけでございますので、医師と、そしてまた医療施設の存続に対しての今努力を、行政がやっておるわけでございます。そして救急医療は付随してくるわけでございますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

冒頭の答弁の中でも説明させていただきましたように、姫川病院のその施設を何とかつなげていきたい。また、そしてそのつなげていくことが診療施設と、そして老人保健施設として、糸魚川病院の連携をいただきながら、活用していきたいということで進めていきたいということでございますので、当然、それに対しましては医師確保が必要なわけでございますので、お願いに行くとるわけでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。

27番（野本信行君）

先般の全員協議会よりも前に進んだ、市長の今の答弁というふうには受けとめておるんでありますが、そうしますと現姫病を法的に、最終的にどういうふうには処理されるようになるかわかりませんが、そういう一件落ち着いた後に、とにかくどういう形であれ、あそこに通常の病院として何とかして再開できないかと。そのために、できれば富山大学の関係の先生から数人でも来ていただいて、一応、今の表現では診療所ということではありますが、その中の診療科目というものが、1つか3つかどうかかわかりませんが、できるだけ多くの科目があればいいんでしょうけども、なければ最低限、最小限度のものであってもというようなことで、派遣してもらえないかどうかと、こういうことだというふうには今受けとめたんですが。

だとするならば、現在6名おられるお医者さん、この方々の中で、そういう構想に賛同していただいて残っていただくと。新しい診療系という、あるいは老人保健施設という、そういう新しい機能の中で、ここに残っていただけないでしょうかというような打診というものは、できないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

一番やはり理想が、その姿だろうと思うわけですが、今非常に閉院という形の中で、いろんな面で今そういう医師の混乱というものがあろうと思うわけですが、また、経営的ないろんな面の中で対応してるわけですので、難しい部分もあると思いますが、一番理想に向けて、やはりお願いをしていかなくちゃいけないと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。

27番（野本信行君）

2つ目の中でも既に入っておるんですが、私もあれだけの機能を有した現姫川病院施設がありますので、何とかそのまま全館、最大限有効に活用ができ維持継続できるような、そういう体制ができないかと。そのために市として、それぞれ最大限の支援策を講ずるということを、これ市長が表明されれば、私は大方の市民の皆さん方は賛同されると思うんです。

ただ、それ以降の市のかかわり方、例えば公設民営化みたいなことも考えられるわけです。あるいは、某でっかい病院が糸魚川に分院として、2つ3つの診療科目を設置するということもあり得る。全く第三者が来てやる。いろんな私は形態は想定されると思うんですけども、どういう形であれ、市も最大限ご支援できる範囲内でやって、あの施設をそのまま継続できると、こういう体制が一番望ましいというふうに思うんで、その辺をもう一度。具体的に、どれを選択するかは別にしても、そういう方向ということの決意と言いましょか、いま一度市長からお伺いしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

1回目の答弁でお願いをしたとおり、私といたしましては、診療施設と老人保健施設といたしまして、糸魚川総合病院の連携をいただきながら、姫川病院の施設を活用していきたいという方向でございますので、今、野本議員ご指摘の方向で進めていく方向と、私はお考えは同じだととらえていただいても結構でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。

27番（野本信行君）

ぜひそういう方向で、進展するように強く願う一人であります。

そこで最後でございますけども、この閉院に伴って、市として2億円の補正予算を上程をされております。全員協議会でもるご意見、質問が出されておったわけでありましたが、私はこの閉院に伴いまして、2つ市として考えなければならないと。

1つは、全協でも市長の方からもお話があったとおり、医師を含め約110余名の関係者皆さん方の再雇用の場を、きちっと市としても関係部門に対してお願いをすると、これが私は1つ役割かなと。もちろん、その前に言わずもがなであります。入院患者さん、それから通院患者さん50名、約3,000名と言われている。この方々の新しい入院先、新しい通院診療先、これもこの地域内を中心にして、何とか完全に処理される、そういうことのフォローをする。これがまず私は、市として1点目の重要な行政責任ではないか。

2つ目は、今度はお金にかかわる話として、先ほどの話に戻りますけども、現施設をできるだけ新しい形で生まれ変わると、変わらせたいと、そのための関連する維持としての必要なケースとして、当座、その部分にもその2億円の中からあてがいたい。こういうことであるとするならば、私は使途の一環として、ある程度明確になる。

これまでの説明では全く、弾力的対応というだけではわからないわけですね。きょうは少しそういう意味では、先に見えるような関連づけのお話があったんでありますが、そういう認識でよろしいですか。2億円全額ということではありません。一部としてでもそういう方向で、維持管理のために関連費用として提起していきたい、このようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えいたします。

ちょっと質問いただいた順番が前後するかもしれませんが、お許してください。

まず、2億円につきましては議員おっしゃるとおり、かわらせるための経費ということで、弾力的に使わせていただきたいということでございます。

あと冒頭の方にありました再雇用ですとか、患者さんのお話ですけれども、患者さんからいきますれば、現段階では行き先の確保は、すべて対応できていると。今後につきましても、市内で対応していきたいと。これは私どもも、基本的に中心になっていただいている糸魚川総合病院の樋口院長も、その考えでございます。

再雇用につきましては、先ほど市長が申しましたように、将来的に診療所、プラス老人保健施設という中で、今市長がお考えでございますが、まず当面といたしましては、あの施設の明かりを消さない、医療の空白を設けないという形の中では、閉院後も引き続き診療施設として活用していきたいということで、市といたしまして関係機関と調整をしているところでございます。それによりまして再雇用という形で、その診療施設で、また働ける可能性も大いに出てくるというふうを考えて、当面あの施設を診療施設として活用していきたいというのが、現在の考えでございます。

以上です。

+

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

野本議員。

27番（野本信行君）

大体わかりました。

この後は常任委員会等でも、十分刻々の状況をぜひ説明願いたいということをお願いいたしまして終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、野本議員の質問が終わりました。

関連質問なしと認めます。

本日はこれにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時13分 延会

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+